

チリ系硝石企業の衰退と外資支配の確立

—1879～1891年—

(2)

岡本 哲史

Ⅳ タラパカにおける外資支配の確立

(1) 国有オフィシーナの戦後処理

国有オフィシーナの処理

ところで、チリ系硝石企業の衰退化と並ぶ第5期のもう一つの大きな特徴は、この時期に外資系企業の優位が確立したという点である。この場合、そこには2つの側面があった。すなわち、1つは、第5期以前から存在した外資系企業がこの時期によりいっそう経営基盤を堅固なものにしたという側面と、もう1つは、外資系ニューカマーが当該産業に参入し、これら企業を通じた大々的な外資の新規流入を通じて産業の寡占化が極端に進んだという側面である。

この2つのうちでも、特に後者の現象は、当該期チリの戦後処理の問題と密接な関係があったがゆえに、今日に至るまでチリ近代経済史の大きな論争的テーマの一つであり続けた。以下では、まず、すでにみた国有化政策の白紙化過程を考察しつつ、これがいかなる経緯で外資支配の橋頭堡となりえたかのを確認してみよう。

ペルーの国有化政策の結果、タラパカのオフィシーナの権利者としては、基本的には次の5つのタイプがあつといてよい。すなわち、①様々な理由から国有化を免れたオフィシーナの所有者⁽⁵⁴⁾、②売却に応じて硝石証券を受領した後その同じオフィシーナを生産請負契約で生産していた者、③売却契約は締結していたが硝石証券をまだ受領していなかった者、④硝石証券を所有せずただ国有オフィシーナの請負生産だけを行っていた者、⑤生産は行わずただ硝石証券だけを所持していた者、の5つである⁽⁵⁵⁾。

①は、当然、ペルー政府の国有化にもチリ政府の返還政策によっても影響を受けない。このタイプには、ドイツ人O・エルマンのカラカラやサンタ・ベアトゥリス、フォルシュ＝マルティン社のペーニャ・チーカなど比較的規模の大きい事業者もいたが、すでに前稿で見たように、数の上では少数で、20程度のオフィシーナがこれに該当していた。激動の70年代を生き残ったチリ系企業家、G・カネロのオフィシーナ、サン・フェルナンドもこれに含まれる⁽⁵⁶⁾。

②の典型は、ギブス商会やギルデマイスター社などの大手外資系生産者である。これらの企業は、ギブス商会のように、収用の際に発行された硝石証券を市場で売却せずにそのまま保持していたので、チリ政府による返還政策が決定されると、当該証券と引きかえに所有権をすぐに回復した⁽⁵⁷⁾。一般に、正規硝石証券と引き換えに所有権が民間に移される行為は「レスカーテ rescate (= repossession)」と呼ばれたが、ギルデマイスター社のように、かつて約束証書による売却協定を締結したのも、正規証券と同じような扱いが行われ、その証書をチリ政府に引き渡すことで所有権が認められることになった。

③としては、例えば、チリ系のサクラメント工場の事例が有名であるが、数的には少ない。サクラメントの場合、78年3月に売却契約を締結していたものの(岡本[1999] 図表-11参照)、ペルー政府による硝石証券の引き渡しが遅れたため、所有者である前出のE・デラノは1879年末にタラパカがチリの占領下に落ちた時点でもまだ硝石証券を手にする事ができなかった。そこで、デラノは、1880年2月にイキーケに赴きサクラメント工場を占有する行動に出、ほどなく同工場の所有権を取り戻すことに成功したという⁽⁵⁸⁾。

また、④のケースは、ペルー系企業家に多かった。ペルー系の請負生産者の中には、チリのタラパカ占領を契機にこの地を逃れ、2度と帰還することのなかった者もいたが、同地にとどまったペルー人や、戦乱の終息を契機に帰還してきたペルー人によって国有オフィシーナの請負生産は継続しており、これをどう処理するかは、所有権問題とならぶもう一つの懸案事項であった。チリ政府としては敵国人による請負生産には否定的であり、早期の契約解除を望んでいたものの、最終的な硝石立法が審議中の間に更新時期を迎えた生産請負契約に関してはやむなく更新を認める措置をとった。しかし、所有権問題が決着し1883年11月にアンコン条約（＝ペルーとの和平条約）が締結されると、チリは契約の更新を認めない方針を打ち出したため、同契約は失効期限を迎えたものから順次消滅、1887年には最後まで残っていた生産請負契約が失効を迎えることとなった⁽⁵⁹⁾。

硝石証券の行方

最後に⑤であるが、第5期の外資支配という場合に焦点となるのは、このタイプの権利者であった。この点をいまいし詳しく考察してみよう。

すでに前稿で見たように、正規硝石証券を受け取ることで自らのオフィシーナをペルー政府に売却した者には、その後、当該証券を売却して生産から手を引く者が多かった。このような売却が可能だったのは、確実な利払いと硝石資源という実体的な根拠に支えられて、硝石証券に対する信認が不換紙幣に対する信認よりも高く、代理通貨としての需要があったためであるが、結果的に1876～78年にかけては、元々のオフィシーナ所有者の手から硝石証券は離れ、取引や決済の手段として取り引きされたため、同証券の相場も総じて堅調で額面を大きく割り込むことはあまりなかった。

しかし、1879年に入って太平洋戦争が勃発（4月）する頃から証券相場は次第に下落を始め、1879年半ば頃には額面の6割程度へ、さらにサン・フアンとミラフローレスの戦い（1881年1月）にペルーが破れてからは、額面の11%程度にまで暴落してしまう⁽⁶⁰⁾。かかる相場下落は、もちろん、ペルーの敗戦色の強まりとともに、硝石証券の信認を支えていた利払いが滞ってしまい、将来の償還見通しが不透明になってしまったためであったが、この頃か

ら次第に、代理貨幣としてのいわば実需に基づいた取引ではなく、投機目的の取引が活発化し、ジャンクボンドと化した硝石証券をせっせと買い集める投機筋が現れるようになる。

すでに述べたように、これら投機筋の中でも最も大きな成功を収めたものこそ後の硝石王 J・T・ノースだったのであるが、チリ政府による硝石オフィシーナの返還政策は、硝石証券の取得過程がどうであれ、硝石証券を所有する者にオフィシーナの権利があると認めたので、結果的に、彼らに対しても上記②のタイプの旧所有者同様に、オフィシーナの返還が認められることになったのである。

硝石オフィシーナの返還概況

ここで、まず硝石オフィシーナの返還概況を図表一7で確認してみよう。図表が示すように、1883年時点での各オフィシーナの権利状況は、①硝石証券と引き換えに返還されたもの（＝レスカーテ）27工場、②競売を通じて売却されたもの18工場、③国有のまま請負生産者によって生産されているもの19工場、④国有のまま生産が行われていないもの69工場、という内訳であった。

これらの数字から確認できることは、まず第1に、チリ政府の返還政策によって、短期間のうちに急激な民有部門の復活が生じていることである。

タラパカのペルー時代の末期には、すでに見たとおり、少数の例外を除き、ほぼ全て（＝9割以上）のオフィシーナが国有部門に編入されていたが、この点を想起すれば、1883年までに民有部門のオフィシーナ数が全体の42%（64工場）にまで拡大したという上の事実は、80年代初頭のわずか数年間に生じた所有権の変容がいかにドラスティックであったかを示している。

また、図表一7の視点とは別に、国有部門と民有部門とを現実の生産シェアの観点から比較してみると、1883年までに民間セクターはタラパカの総生産量の95%を占め、残りは国有オフィシーナの賃貸生産者によるものであり⁽⁶¹⁾、民有部門の復活がかなり急激なものであったことを裏付けている。

しかし、また第2に、上記のような民有部門の急激な復活にもかかわらず、ペルー期から引き継いだ形の国有部門がまだまだ数多く残存していたという

図表一 7 タラパカの硝石オフィシーナの権利状況 (1883年)

オフィシーナ数	分類	元々の売却価格(ソル)
(私有部門計64)		
27	硝石証券の保持者に返還されたもの	6,096,600
18	競売で売却されたもの	1,844,755
19	事実上ペルー政府に売却されなかったもの	1,618,000
(国有部門計88)		
19	国有の状態にとどまったまま請負生産者によって生産されているもの	3,461,082
69	国有の状態生産の停止しているもの	8,688,465
総計 152		21,708,902

出所) O'Brien [1976] p.131.

注) 原図を若干修正してある。なお、オフィシーナ総数については、依拠する文献によって違いがある。売却価格はペルー政府が提示した価格。

点も注目に値しよう。つまり、1881年からはレスカーテが順次実施に移され、1882年9月にはレスカーテの対象とならなかったオフィシーナについて大々的な競売が実施されたにもかかわらず、1883年の時点で、全オフィシーナ数の6割近い88の物件がなお国有部門のままだったのである。

図表一 8 は、硝石オフィシーナの返還状況を、図表一 7 とは年次等の点で異なるデータに依拠して整理したものであるが、ここからも明らかな通り、国有部門は1882～87年間に、私有部門の漸増を受けてその比重を落としたものの、1887年の時点でも土地面積の半分(51%)とオフィシーナ数の半分(46%、67件)は国有部門に属していたのであって、政策イデオロギーとしての自由企業制の標榜にもかかわらず、タラパカの硝石オフィシーナの所有構造は、引き続き国有部門の広範な存在によって特徴づけられていたのである。

もちろん、かかる国有部門の存続は、国家が工場の返還を渋ったために生じたのではない。逆に、民間セクターの側に硝石開発への関心がなかったことが最大の原因であった。つまり、硝石証券の所持者の中に、オフィシーナの現物返還ではなく、あくまで現金による硝石証券の償還を望むものが多く存在したために生じた事態だったのである⁽⁶²⁾。

この理由としては、例えば、競売で売れ残った国有物件には劣等地を抱えた小規模オフィシーナが多く、採算面で問題があるために物件の購入がペイ

図表—8 硝石工場の返還概況

	1882	1887
(民間部門)		
オフィシーナ数	55 (38%)	78 (54%)
生産能力	8,084,000 (41%)	8,984,800 (46%)
資産価値	9,280,755 (47%)	10,192,580 (52%)
土地面積	6,454 (43%)	7,404 (49%)
(国有部門)		
オフィシーナ数	90 (62%)	67 (46%)
生産能力	11,548,800 (59%)	10,648,000 (54%)
資産価値	10,451,538 (53%)	9,539,713 (48%)
土地面積	8,606 (57%)	7,656 (51%)
総計		
工場数	145	
生産能力	19,632,800	
資産価値	19,732,293	
土地面積	15,060	

出所) Bravo [1990] p.362.

注) 生産能力はキントル, 資産価値はソル, 面積はペルー単位の
エスターカス。括弧内の比率は, 総計に対する比率。

しないという事情も影響していたが, それと同時にまた, 硝石証券を安値で
買い付けた者の中に, 硝石オフィシーナの返還ではなく, 最初から額面での
全額償還を目的とした投機筋が存在していたという事情も関係していた。実
際, これ以後, 5年にわたって, これら現金償還を要求する硝石証券保持者
とチリ政府との間には長い交渉過程が続くことになるが, この問題は最終的
には, 1887年, チリ政府が額面価格の50%の補償を行うことで決着を見せ
る⁽⁶³⁾。

しかし, むしろここで注目すべきは, 硝石証券の投機筋には実は2つの異
なったタイプが存在していたという事実であろう。つまり, 一つはこのよう
にあくまでもチリ政府による現金補償を当てにしたタイプの投機筋で, もう
一つは, 硝石オフィシーナの現物返還を目的としていた投機筋である。結果
的に, 前者は, 証券の購入価格と補償価格との差額を手にしたが, 後者に比
べると利益取得の方法が単純であり, したがって手に入れた儲けもネグリジ
ブルなものでしかなかった。他方, 後者の場合, その仕掛けはより複雑であ
り, 獲得した利益も莫大なものであった。

いうまでもなく、ノースの投機は後者の代表事例であり、何度も繰り返すように、彼の成功こそが第5期の外資支配をもたらした最も重要なモメントだったのである。

それゆえ、外資支配の概況を整理する前に、まず、ノースの履歴⁽⁶⁴⁾を確認しつつ、彼がいかなる経緯を経て、硝石証券の投機を成功させるに至ったのかを考察してみよう。

(2) 硝石王ノースの履歴

ノースの初期事業

ノースは1842年1月30日、イギリス・ヨークシャーのリーズ近郊のホルベックで出生している。出自に関しては研究者の間で若干の食い違いがあるが、比較的貧しい商人の息子であったというのが、その後の経歴からして最も説得的であるように思われる⁽⁶⁵⁾。実際、ノースは高等教育を受けることなく、15歳の時、親戚の営む機械（水車や船）製造企業「ショー・ノース・アンド・ワトソン・オブ・ハンスレット社」で機械技師としての見習い修行をした後、1865年、同業でより大手の「M・ファウラー社」に入社するという経歴を持っている。ラテンアメリカへ最初に渡航したのは1866年頃、つまりノースが24歳頃のことであった。そのきっかけは、ファウラー社が、彼を機関車製造工場の技師としてチリに派遣したことによるものであり、チリに到着後はカリサルとカルデラ（いずれもタラパカよりもずっと南方のコピアポ地方）の機関車工場に勤務することになったらしい⁽⁶⁶⁾。

しかし、おそらくは、当時硝石景気で沸き返っていたタラパカの動向が生まれながらの企業者魂を刺激したのであろう、ノースはファウラー社の仕事を辞し、1871年、29歳の時、コピアポからイキーケへと赴いて、ペルー人の経営するオフィシーナ（サンタ・リタ）でボイラー技師としての仕事を見つける⁽⁶⁷⁾。これが、ノースと硝石との最初の直接的出会いとなった。その後数年間は、独立への野心を秘めながらも同オフィシーナで辛抱強く働き、この間少しずつ硝石産業に関する知識を深め、イキーケに形成されていたイギリス人コミュニティーと接触することで様々な人脈を培ったといわれている。

しかし、このような人脈を生かしてノースがいつ頃からどのようにして事

業経営に乗り出すようになったのかは、実はよく分からない⁽⁶⁸⁾。確認されていることは、①サンタ・リタのオフィシーナは1876年に国有化され閉鎖されていることと、②ノースが70年代末頃にまでにはいくつかの事業経営を手がけていたこと、また、③太平洋戦争（1879年）が勃発しチリ政府が硝石の返還政策を決定する1881年頃までのわずかな期間に、実に精力的な企業者活動を展開していることなどである。

①が示唆しているのは、遅くとも70年代後半にはボイラー技師の仕事を辞し、別の生業に従事していたであろうということであるが、この時期にサンタ・リタ以外のオフィシーナで雇用されたという資料は見あたらないので、おそらくはこの頃から独立して事業経営に乗り出していったのではないかと考えられる⁽⁶⁹⁾。

ノースの一番最初の事業経営が何であったのかについても諸説があるが、ラミレスが指摘しているように、イギリス人 M・ジェウエル (Mauricio Jewell) とのパートナーシップで始めた輸入販売会社（「ノース＝ジェウエル社」）が最初の事業経営だった可能性が強い。同社は小さな自社船舶を有し、大手海運会社の現地エージェントとして物資の積み卸し業務を行ったり、様々な輸入資材をタラパカで販売する仕事を行っていたという⁽⁷⁰⁾。

ところで、ジェウエルはこの頃(1879年10月)、イキーケの初代イギリス副領事に任命された人物で、タラパカのイギリス人コミュニティの顔役的存在であった。したがって、ノースがこのような人物と早い時期からパートナーシップを組めたという事実は、ノースの数年間にわたる人脈づくりがかなり熱の入ったものであったと同時に、彼の並外れた商才のようなものが多くのイギリス人企業家を引き付けたということの証左であるのかも知れない。いずれにせよ、ノースはこの事業で小金をため込み、事業活動を通じてさらなる人脈を築き上げ、以後はタラパカに転がっていた商機を次々とものにし、自らの資本を増殖させていったのである。

給水、硝石、グアノ

ノースの初期の蓄積に貢献した、給水、硝石、グアノ、という3つの事例を簡単に見ておこう。

まず、最初に給水事業。

1840年以来、イキケには海水の淡水化装置（＝海水蒸留による飲料水の精製タンク）はあったものの、その給水能力は小さく、人口増加に追いつかない弱点があった。そこで1878年、イギリス人数名によって「タラパカ飲料水会社 *Compañía de Aguas de Tarapacá*」が設立され、アリカからイキケまでタンカーで水を運び貯蔵する事業が開始されるようになる。しかし、この新会社を実際に運営したのは、同社を2年間レンタルして実際の業務遂行を担当することになったノースであった。

その後、この事業経営は、一時太平洋戦争のあおりを受け所有タンカーを撃沈される窮地に陥るが、これが逆にノースの運命にはプラスに作用した。というのは、まず第1に、会社設立に係ったイギリス人たちが戦争勃発と同時にタラパカから逃げ出したために、タラパカを占領中のチリ軍によって、ノースはこの会社の正式オーナーとして認められ、タダでこの会社の権利を手に入れる幸運に遭遇したからである。また第2に、撃沈されたタンカーを除けば、淡水化装置やその他のタンカー等々は無事で、しかも、戦後になっての執拗な賠償請求が功を奏して、戦争によって被った被害の一部が補償されたからであった。ノースは、戦後になると、すぐに事業を立て直し、後述するような独占的な給水事業の構築へと力を入れていくことになる⁽⁷¹⁾。

ノースはまた、ペルー政府の国有化の時代に硝石オフィシーナの請負生産（ポルベニール工場）にも手を出している。これは、ペルー政府によって国有化された同工場の生産請負の権利を1878年にG・スピーディーから獲得して実現したものであったが、実際には極めて短期間のことでしかなかった。なぜなら、そのわずか数ヶ月後の78年6月には、この権利をE・B・ジェイムズとJ・E・ブルッキングスへ転売しているからである。転売の際には、この両名から精製硝石1キントル当たり0.17ソルト、ヨード精製からあがる利潤の10%を支払うという約束を取り付け、後の硝石証券投機にも通じるノースの特異な商才、つまり「安く買って高く得る」という投機の商才を垣間見させている点で興味深い⁽⁷²⁾。さらに、ノースは、1881年、イギリス人H・B・ジェイムソンと共同で、ロボス・デ・アフェラ島で、4万トンのグアノ採掘事業を手がけ大儲けしたことも知られており、初期の事業活動が多彩で精力的

だったことをうかがわせている⁽⁷³⁾。

ところで、以上の初期事業は、いずれも、ノースによる硝石証券への投機の直前か、あるいはほぼそれとほぼ同時期に着手されたものであるが、各事業の本格的な発展が見られるようになったのはやはりノースが硝石証券の投機に成功した後のことであり、ノースに最も実り多い結果をもたらしたのもこの投機であった。

(3) 硝石オフィシーナの返還政策と外資支配

ノースの硝石証券投機

叙述を国有オフィシーナの返還政策へと戻そう。

ノースが後に硝石王として飛躍する大きなきっかけとなったのは、これまで何度も述べてきたように、ジャンク・ボンドと化していた硝石証券を、戦時中、リマで投機的に買い付けたことにあった。しかし、ノースが投機に成功するためには、論理的に言って、少なくとも次の2つの要件がクリアされねばならない。

すなわち、まず第1に、ペルーないしはチリ政府が将来この証券に対する責任を何らかの形で履行するであろうという強気の読みが当たることと、また第2に、初期事業によっていくらかの資本蓄積に成功していたとはいえ、ノースの事業はまだ始まったばかりで自己資金に乏しく、したがって投機を支えるためには潤沢な外部資金が利用可能でなければならない、という2つの条件がそれである。ノースの場合、幸運なことに、タラパカのイギリス人コミュニティで培った人脈がここでも重要な意味を持った。

ノースの人脈がもたらした第1の僥倖は、タラパカの占領後、チリ政府から行政を委任されたあるイギリス人を通じて、政府の動向を迅速にキャッチできたということである。このイギリス人こそ、後にノースと行動を共にし、ノース帝国を影で支えることとなったロバート・ハーベイ (Robert Harvey) という人物であった。

チリに根強い従属論的な通説によれば、ノースは、当時、チリ政府から硝石監督官に任命されていたハーベイを通じて、1881年6月11日の「歴史的政令」が公布される以前にいち早くチリ政府の国有化白紙化を察知、このイン

サイダー情報を利用して、硝石証券の買い占めに動いたとされている（この点は次稿で再論）。インサイダー説の真偽は別としても、ノースにとってラッキーだったのは、ハーベイがイギリス人の中でも群を抜いて硝石産業に関する該博な知識を有し、ペルー時代からの現地の事情に精通していたことであった。したがって、ハーベイとの出会いは、単に、硝石証券に関する情報源として貴重だったというだけでなく、硝石事業を立ち上げる具体的なプロセス（工場建設や経営管理、等々）において、ハーベイの専門知識が役立った点にあったとあってよい。

期日ははっきりとしないが、ノースは、ハーベイとパートナーシップの形で「ノース＝ハーベイ社」という会社を設立して、早い時期から硝石の開発に二人三脚の形で取り組み、当該事業分野における成功の基礎を築いたし、後述するように、ノースが1882年以来イギリスに帰国し株式企業を設立する仕事に専念すると、ノースは主として財務面での調整を、ハーベイは現地で工場建設や技術管理などを担当するという分業体制を確立し、ノース系株式企業の成功へとつながっていく。つまり、この二人三脚的なパートナーシップがノースの硝石王国を支えていたのであって、ノースの事業展開にとってハーベイは必要不可欠な人物だったのである。

買い付け資金の出所

また、次に2番目の側面、すなわち、ノースの証券投機を支えた資金面の問題に光を当ててみるならば、ここでもノースのイギリス人人脈が大きくものを言っていることが分かる。すなわち、ノースの証券投機は実は金融機関から多額の融資を受けることで可能になっていたのものであって、この融資を仲介した人物は、J・ドーソン（John Dawson）というノースが70年代初頭以来顔見知りだったイギリス人だったのである。

ドーソンは、もともと、ロンドン・メキシコ・南米銀行の上級職員で、1870年代には、リマとバルパライソの支配人（gerente）を勤めた人物であった。しかし、1870年代末頃、チリのバルパライソ銀行へ転職し、同行が1880年にイキケに支店を設けると、その支店長（gerencia）に就任する。バルパライソ銀行の融資は現地責任者であるドーソンの権限であったと思われるが、ノ

ースに対しては彼の裁量によって多額の融資が行われ、1881年4月から1883年11月までの間だけで、総額67万3千ペソ以上の資金がノースに流れたと見られている⁽⁷⁴⁾。

一介のボイラー技師から事業経営者へと転身してせいぜい数年しか経っていなかったノースが、なにゆえにこれほどの巨額融資を受けられたのかという点は興味深い論点であるが、今のところ、具体的な融資条件（担保は何であったのか等々）にまで立ち入って論究している文献は見あたらない。ただ、①イギリス人商人として社会的評価の高かったジェウェルとのパートナーシップがノースの信用力を高めていたことや、②ノースの初期事業がこの時期までに一定の成果を上げていたこと、さらに、③イギリス人自体のタラパカにおけるステイタスが高く、貸し手の側も同じイギリス人なので、ノースの素性評価が他国人に比して容易となり、そのために融資審査が甘くなりがちになったのではないかといった事情が、巨額融資の背景として指摘できるかもしれない。

また、ここで同時に確認すべき重要な論点は、ノースの投機資金がバルパライソ銀行という、いわゆるチリ資本を利用して行われたという事実であろう。つまり、チリは、自国の遊休資金をノースに貸し出すことで彼に投機のチャンスを与え、その結果として、ノースによる産業支配を許すという皮肉な出来事をこの時期に惹起してしまったのである。後に、タラパカにおけるノース系企業の露骨な独占支配が一因となって内戦が勃発し、大統領の自死という悲劇を生み出したことを考えると、民族主義的歴史学者や経済学者が、かかる融資実態をチリ経済史の「歴史的汚点」として激しく非難するのは、一面においてはもっともなことであった。

外国人による硝石証券の獲得

さて、チリ政府が、硝石証券の保有者にオフィシーナを返還する決定をしたとき、すでにノースらの手には、イキーケとピサグア地域の最も重要なオフィシーナの権利が掌中にあっただ⁽⁷⁵⁾。

図表－9は、ノースが1887年までにかかわった硝石オフィシーナの一覧である。このうち、①ブエン・レティーロ（1882年）、②エスペランサ（1882

図表-9 ノースがかかわった硝石オフィシナー (1880~87年)

オフィシナー名	1880年		1881年		1882年		1883年		1884年		1885年		1887年	
	所有者	生産者 (稼働状況)	所有者	生産者 (稼働状況)	所有者	生産者 (稼働状況)	所有者	生産者 (稼働状況)	所有者	生産者 (稼働状況)	所有者	生産者 (稼働状況)	所有者	生産者 (稼働状況)
ポルベニール	国有	英系・スビーデ イ=ブルッキング ス=ジェイムズ 社 (稼働)	ノース	同左 (稼働)	ノース	英系・ブルック キングス=ジ エ=ジェイムズ社 (稼働)	国有	(閉鎖)	同左	(閉鎖)	同左	(閉鎖)	同左	(閉鎖)
ブエン・レ ティエーロ	国有	(閉鎖)	同左	(閉鎖)	ハーベイ/リ イリナ/チャ ード/ソ ン	ハーベイ/リ イリナ/チャ ード/ソ ン (稼働・工場増 設)	ノース/ ハーベイ	ノース/ ハーベイ (稼働)	同左	同左 (稼働)	コロラド社	コロラド社 (稼働)	同左	同左 (稼働)
エスペラ ンサ	国有	(工場壊滅)	同左	(工場壊滅)	デラノ/他/ ース(工場壊 滅?)	ノース	ノース (工場壊滅?)	同左	同左 (工場壊滅?)	同左	同左 (工場壊滅?)	同左	同左 (工場壊滅?)	同左 (工場壊滅?)
スエバ・カ ロリーナ	国有	(閉鎖)	同左	(閉鎖)	同左	(閉鎖・工場劣 悪)	ハー ベイ	ハー ベイ (閉 鎖・工場劣 悪)	同左	同左 (工場劣 悪)	コロラ ド社	コロラド社 (工場劣 悪)	同左	同左 (工場劣 悪)
ペルアーナ	国有	ペルアー人 (稼働)	同左	ペルアー人 (稼働)	ノース/ ハー ベイ	ノース/ ハー ベイ (稼働)	同左	同左 (稼働)	同左	同左 (稼働)	コロラ ド社	コロラド社 (稼働)	同左	同左 (閉鎖?)
ハスバンバ	国有	ペルアー人 (詳細不明)	同左	ノース (稼働)	ノース/ ギブス商 会	ギブス商 会 (稼働)	同左	同左 (稼働・工 場増設)	同左	同左 (稼働)	同左	同左 (稼働)	同左	同左 (稼働)
パスト	国有	(閉鎖・詳細不 明)	同左	(閉鎖・詳細不 明)	同左	(閉鎖)	同左	(閉鎖)	同左	(閉鎖・詳細不 明)	同左	(閉鎖・詳細不 明)	ノース	ノース (閉鎖・ 詳細不明・工 場の名称変 更?)
プリミティ ーバ	国有	(閉鎖・詳細不 明)	J・ド ソン	J・ド ソン (閉鎖・詳細不 明)	同左	同左 (閉鎖・詳 細不明)	同左	同左 (閉鎖)	同左	同左 (閉鎖・詳 細不明)	同左	同左 (閉鎖・詳 細不明)	プリミ ティ ー バ社	プリミ ティ ー バ社 (稼働・工 場新増設)
ラミレス	国有	(閉鎖・詳細不 明)	J・ド ソン	J・ド ソン (閉鎖・詳細不 明)	同左	同左 (閉鎖・詳 細不明)	同左	同左 (閉鎖・政府に よる管理)	同左	同左 (閉鎖・詳 細不明)	同左	同左 (稼働)	同左	同左 (稼働)

出所) Bravo [1990] 巻末付録表1より筆者がカウントして作成。

注) さまざまな文献によって若干補足している。また、明らかに誤りと思われる箇所は訂正してある。

年), ③ヌエバ・カロリーナ (1883年), ④ハspanパ (1882年), ⑤プリミテ
ィーバ (1881年), ⑥ラミレス (1881年) が, 証券投機によって獲得されたオ
フィシーナ (=いわゆる rescate に該当するもの) であり, ⑦ペルアーナは
1882年の競売によって取得されたオフィシーナであった⁽⁷⁶⁾。

ところでももちろん, 投機に走っていたのはノースだけであったわけではな
い。一例を挙げるならば, 太平洋戦争の直前期には, ギブス商会とロンドン・
メキシコ・南米銀行という2つのイギリス系資本も, 硝石証券の積極的な買
い付けに走っている。例えば, ギブス商会は, 額面の55%程度の相場で30万
6千ソルの硝石証券を購入したし, ロンドン・南米銀行も, 同社が資金供与
をしていたチリ系ソルフェリーノ硝石会社の硝石証券を60万ソル分, アメリ
カ硝石会社の硝石証券を16万ソル分だけ購入している。これら2つのイギリ
ス資本が購入した部分は, 1878年までにペルー政府が発行した硝石証券総額
(2029万7901ソル) の約11%に相当したという⁽⁷⁷⁾。

また, 従来, 全く硝石産業と関わりを持たなかった個人も, 戦時中の硝石
証券の投機的取得を梃子にしてオフィシーナを取得するような事例も見られ
た。例えば, イギリス人のヘンリー・B・ジェームズ (Henry B. James) や
ジョージ・M・イングリス (George M. Inglis) は, これによってプントウ
チャーラ (Puntuchara) とトレス・マリアス (Tres Marías) と呼ばれるオ
フィシーナの取得に成功している。硝石証券を買い付けるための資金と工場
建設のための資金は, ノースの場合と同様, バルパライソ銀行から出ており,
この2人のイギリス人は持ち株会社である「ジェームズ=イングリス商会」
を設立し, オフィシーナの経営に当たったという⁽⁷⁸⁾。またさらに言えば, 実
はチリ資本も硝石証券の買い付けを行っていたのであって, 以上を総合する
と, 決してノースだけに投機のチャンスが開かれていたわけではないという
重要な論点が浮かび上がってくるのであるが, この点はまた次稿で立ち帰ろ
う。

1884年頃までの外資支配の状況

さて, 上の叙述から明らかになったことは, 要するに, チリ政府による硝
石オフィシーナの返還施策によって外資のプレゼンスが著しく高まったこと

図表—10 タラパカのオフィシーナの国籍別所有状況 (1883年)

国 籍	マキナ式	パラードス式	合 計
イギリス系	13	11	24
ドイツ系	8	7	15
チリ/ドイツ系	1	0	1
フランス系	2	2	4
イタリア系	1	1	2
ペルー系	6	19	25
チリ系	2	8	10
(民間部門計)	33	48	81
(国有部門計)	36	47	83
不 明	0	1	1
合 計	69	96	165

出所) Bravo [1990] 巻末付録表1 からカウントしたもの。

注) マキナ式とパラードス式という区分は、あくまでも70年代初め頃の分類であって、中には増設によって区分の変化したのものもあり、必ずしも正確なものではない。

であり、そのプロセスは、①国有化以前から存在していた伝統的な外資系生産者が旧オフィシーナの権利を回復したことと、②硝石証券の投機や競売を契機にして新たな外資が参入したという2つの要因が影響していたということである。

ここで、政策の直接の帰結として生じた外資優位の状況を、図表—10によって確認しておこう。このデータは、タラパカの全165オフィシーナの1883年における国籍別所有構造を見たものであるが、ここからは、返還政策実施のわずか2年後に、それまで国有企業だったオフィシーナの多くが急速に外資所有へと転換している様が見て取れる。

仮にペルー系を外資としてカウントするならば、タラパカの民間オフィシーナ(81工場)のうち外資系は71、すなわち全体の9割近い事業所が外資によって所有されており、外資をヨーロッパ系(46工場)に絞ってみても、全体の6割近くがこれに該当していたことが分かる。さらに、生産規模の点でより重要なマキナ式オフィシーナ⁽⁷⁹⁾に限ってみるならば、民間のマキナ式工場33のうちヨーロッパ系企業は25、つまり全体の8割近いオフィシーナがヨーロッパ資本によって所有されていたことが確認できよう。

もっとも、図表—10はあくまでもオフィシーナの所有関係を見ただけのも

のであり、それぞれのオフィシーナが実際に稼働していたのかどうか、あるいはどの程度の生産能力を有していたのかどうか、などの点はここからは分からない。

そこで、外資優位の状況を、1884年8月にチリ政府によって実施された工場調査のデータで確認しておく、当時タラパカで稼働中だった32のオフィシーナの全生産能力は月産68万110メートル・キントル(=6万8110トン≒141万7千スペイン・キントル≒年産1700万スペイン・キントル)、うち全体の25.7%、17万4800メートル・キントルに相当する部分は、第4期以来の伝統的なヨーロッパ系大手3社(ギルデマイスター社、カンパベル社、ギブス商会)によるものであった。しかも、この調査の数ヶ月後にギブス商会⁽⁸⁰⁾の巨大な「ラ・パトリア工場」の操業が始まり、同工場だけで月産4万6千メートル・キントル(=4600トン)の生産能力を有していたこと、また、これら企業以外にも新旧の外資系生産者が存在していたことなどを考えあわせると、すでに第5期前半に著しい外資優位の構造が生じていたことは明らかであった⁽⁸¹⁾。

(4) 外資の新しい蓄積様式

第5期の新しい外資進出形態

ところで、第5期の外資優位の特徴は、一見すると、すでに第4期初頭のタラパカにおいて現れていたのと同様の現象が、国有化という中断を挟んで第5期に復活しただけの問題であるかのように見える。つまり、マクロのデータを確認する限りでは、伝統的な外資系企業にノースらの外資系ニューカマーが加わり、外資優位の状況が単に量的な意味で拡大したという側面しか浮かび上がってこないのである。

しかし、そのような側面があるのは事実であるにしても、実のところ、第5期の外資支配は、第4期の単純な再来ではなかった。というのも、たった20年ほどの時間経過であるが、この間に進んだ中心部資本主義の飛躍的な変容に対応して、ノースらニューカマーの資本蓄積の手法もまた、旧来の外資系企業のそれとは根本的に様変わりしてしまったからである。以下、この点に焦点を当て、外資支配の新しい特徴を明らかにしてみよう。

良く知られているように、ロンドン市場を通じた対ラテン・アメリカ投資の基本パターンは、1870年代までは主として間接投資（＝公債投資）が中心であった。しかし、70年代に入りすでに見たペルー以外にも多数のラテン・アメリカ諸国がデフォルトに陥り、公債投資残高の実に6割近くが焦げ付く異常事態が発生すると、イギリスの間接投資は激減し、かわって1880年代以降、海外投資の主流は直接投資、すなわち、同地域で操業する事業会社への株式投資へとシフトする動きを見せるようになる⁽⁸²⁾。ところで、イギリス資本による直接投資は、岡本 [1996] でも触れたように、一度1820年代にブームを迎えている。しかし、この事業投資の多くが相次いで破綻すると、以後長い間、基本的には20年代ほどの大規模な直接投資ブームの再来はなく、その意味で80年代の直接投資の復活は、イギリス資本がラテン・アメリカへ怒濤のように進出し始めた2度目の幕開け宣言となるのであるが、この株式投資ブームを誘因したものの一角こそ、チリの硝石産業だったのである⁽⁸³⁾。

これを簡単な数字で確認しておくとして、1880年時点でのイギリスの対チリ投資残高は約750万ポンド、うち600万ポンドがロンドン市場で発行されたチリ政府の公債であり、140万ポンドが鉄道や鉱山その他への直接投資であった⁽⁸⁴⁾。しかし、1890年になると、投資額自体が2400万ポンドへとわずか10年ほどの間に3倍以上もの増加を示しただけでなく、その内訳が激変してしまっていることが分かる。すなわち、今次には2400万ポンドのうち1600万ポンドが硝石や銀行、鉄道、鉱山等々への直接投資となり、公債への間接投資はわずか800万ポンドにとどまったのである⁽⁸⁵⁾。

また、硝石部門に注目すると、イギリス資本による大規模な硝石投資は1880年代初頭から始まり、1882～1896年までの間に、イギリスでは30以上の株式企業が設立され、その払込資本の合計は約1250万ポンドに達した。チリの硝石産業を、四半世紀にわたって支配することになったイギリス系企業の多くは、実はこの時期の投資に設立の起源があったのであり、なかんずく1887～89年期の直接投資が、後述するように外資支配の大きなエポックメイキングとなったのである⁽⁸⁶⁾。

約言しよう。第5期以後の硝石産業における外資進出の大きな特徴とは、それまでのように、個人企業・企業家の内部蓄積や現地株式市場（リマやバ

ルパライソ)を通じた資本調達ではなく、イギリスの巨大な資本市場を經由した大量の資本輸出という形を取った点にあったのである。

ノースの先駆的役割

ところで、上述したようなラテン・アメリカへの大規模な直接投資は、資本さえあれば後は自動的に同地域へと流れ込むような機械仕掛けの投資回路だったのではなく、いうまでもなく、ミクロのレベルに着目すれば、どのケースも、その流れを誘導し、プロモートする企業ないし企業家が介在して初めて成り立つ経済現象であったことを想像してほしい。チリ硝石の場合も例外ではない。硝石王ノースが、頭角を現すのは、実は、この企業設立のプロモーターとしての役割からである。

硝石証券の投機を行ったノースが、もし、硝石証券の現金補償ではなく現物(=オフィシーナ)での返済を選択していたならば、そこからは一回限りのネグリジブルな投機益しか生じなかったであろう。しかし、ノースは投機家ではあったが、より合理的な投機家であった。ノースが狙いを付けていたのは、安値で買い付けたオフィシーナに眠る硝石資源であり、もし、これを実際に採掘し輸出する企てを軌道に乗せることができたならば、オフィシーナの価値を何倍にも増やすことができると考えたのである。しかし、これまでの外資系硝石企業が、個人的に蓄積された資金によってか、あるいは、貿易商人などの資金力を基礎にして起業されたのとは対照的に、ノース自身はもともと機械工上がりの新参企業家にすぎず、ある程度の個人資産の蓄積に成功したとはいえ、シャンクス法の導入に必要な巨額資金を自前で調達するだけの資力はない。

そこでノースは、投機によって手に入れた硝石オフィシーナの権利書を元にイギリスの投資家に企業設立プランを売り込み、ロンドン市場で株式企業を立ち上げることでこの難題を克服することを思いつき、持ち前の強靱な実行力でこのアイデアを実現、この結果、これまでの硝石業家がなしえなかったような大成功を取めたのである。

リバプール硝石会社の設立

硝石証券の買い付けによるオフィシーナの取得がノースの投機の第1幕だとすると、第2幕は1882年5月に始まったといつてよい。この時、ノースは、ドーソンをチリにおける総括代理人 (apoderado general) に指名して現地の事業経営を委任、自分は、ラミレス・オフィシーナの権利書を携えてイギリスに帰国し、タラパカの硝石開発に賛同してくれる出資者を募る仕事に専念することになった⁽⁸⁷⁾。

しかし、新しい企てを秘めて帰国したノースにとって、母国イギリスが、すでに資本主義の爛熟期を迎えつつあり、海外投資を行うだけの過剰資本や、資本輸出をスムーズに実行せしめるだけの制度諸形態 (= ロンドン市場の存在、等々) を備えていたこと⁽⁸⁸⁾は幸運なことであったものの、出資者探しの作業は、決して楽なものだったわけではない。

イギリスに帰国したノースは、おそらくは並々ならぬ決意を漲らせていたと思われるが、この決意とは裏腹に、ノースの社会的な出自がもともと低かったこともあってイギリス実業界に太いパイプがなく、ノースの出資話しに真剣に耳を傾けてくれる資本家を探すのに苦労したためである。しかし、ここでも、また、タラパカでノースが築いていた人脈が局面打開の鍵となった。すなわち、以前(1877年頃)、ピサグアで会ったことのあるJ・ウエイト (John Waite) という人物が、実は、リバプールの貿易商社「ウィリアム＝ジョン・ロケット商会 William and Jno. Lockett」の共同出資者であり、ウエイトの仲介によって、ノースはロケット商会に接近することができたのである⁽⁸⁹⁾。

ノースはロケット商会のオーナー達を前に、ラミレスの権利書が硝石フィールドを開発し肥料を船積みし販売する最初のイギリス系有限責任会社の設立の基礎となると提案、事業の将来性を力説し出資を強く働きかけた。その結果、1883年2月3日、ロケット商会が大口の出資者となることで「リバプール硝石会社」がロンドンで設立登記される運びとなり、ノースの説得が実を結ぶこととなった。同社の払込資本金は15万ポンド (25ポンド株券6000株)、ノースは新会社の社長 (chairman) に、ハーベイは取締役の一人に就任し、株主には、ロケット一族やノース、ハーベイの他にも、リバプールの名士が名を連ねていた⁽⁹⁰⁾。これが、硝石事業に関してイギリス本国で資本調達

が行われたパブリックカンパニー第1号であり、後期局面の新しい外資系企業形態の先駆けとなったものである。

会社設立後の1883年12月には機械設備等がイギリスで調達、チリへ輸送され、現地にとどまったハーベイの指揮でラミレス工場は月産6千トンの生産能力を有する近代的オフィシーナへと変貌していく。同社の株式は、設立後しばらくの間上場公開されなかったが、1885年以後ロンドン株式市場に上場され同社の財務状況が以前までの分を含めて公開されるようになると、同社の利益が発行済み資本（capital emitido）の40%にも達していたことが好感され買いが殺到、同社の株価は額面の3倍近い水準にまで高騰した。同社は、第1回カルテル（1884～86年）による生産削減にもかかわらず1885年には26%の、1886年には20%の配当を実現し、経営状態は良好であった⁽⁹¹⁾。

コロラド硝石会社とプリミティーバ硝石会社

リバプール硝石会社の設立に成功すると、ノースは以後トントン拍子に同じような企業設立に成功していく。

まず、1885～86年にかけて2つのノース系株式企業がリバプール硝石会社と同じ手法で設立された。すなわち、①コロラド硝石会社と、②プリミティーバ硝石会社がそれである。

①は、ノースとハーベイの昔のパートナーシップ会社（ノース＝ハーベイ社）を、1885年6月、コロラド硝石会社へと改組したもので、払込資本金は16万ポンドであった。同社が開発したのは、ブエン・レティーロやペルアーナ、ヌエバ・カロリーナ、そしてポソ・アルモンテ周辺の硝石埋蔵地などである⁽⁹²⁾。

他方、②のプリミティーバ硝石会社は、1886年7月に設立され資本金は24万ペソであった。同社はプリミティーバに日産1万キントルの生産能力を有する最新鋭工場を建設、大規模な生産を開始するが、同工場は硝石産業のこれまでの歴史で最も巨大な工場となった。プリミティーバ工場がいかに大きかったかは、1889年7月の時点で、同工場の生産だけでタラパカの総生産の12%を占めていたことから理解できよう。プリミティーバ工場はしばらくの間、ノースの繁栄と名声の基礎であったし、イギリス人の野心と成功を象

徴する事業であったといわれる⁽⁹³⁾。

ところで、上記2つの会社は、いずれもロケット商会の出資によって設立にこぎつけたものであり、リバプール硝石会社同様、イギリスにある同じオフィスが役員室として使われていた。もっとも、これら2社はリバプール硝石会社ほどの利潤はあげなかったが、それでも、1880年代の半ば頃には、コロラド社の普通株は10～15%の配当を、プリミティーバ社の場合10%程度の配当を実現し、まずまずの経営状況だったという⁽⁹⁴⁾。

ノースの最終的な投機益

さて、1880初頭頃から始まったノースの硝石証券の投機は、リバプール硝石会社が設立されたことで、ようやく一つのゴールを迎えることになった。投機はどのように成功したのであろうか。

一連の新会社設立に成功したノースには、いまでは、①会社設立の際に割り当てられた自己の持株分から生じる配当益（売却すれば株式の売却益＝創業者利得）⁽⁹⁵⁾と、②企業の役員を勤めることから生じる報酬の2つが定期的に入ることになったが、③ノースらにとって最も旨みのあった収入は、実は投機によって手に入れたオフィシーナの権利をこれらの新会社に売却する過程で得られたキャピタル・ゲインであったといってよい⁽⁹⁶⁾。

つまり、イギリスで設立された一連の新企業は、ノースらの持つ権利を購入した上でこれを開発するという体裁を取っていたので、例えば、ラミレスの場合、新会社が5万ポンドでその権利を買い取るようになったのである。しかし、ノースらは、もともと当該オフィシーナの硝石証券を5千ポンドで手に入れていたので、彼らの儲けはざっと計算して最初の投資額の9倍にも達し、信じられないような利得が転がり込んできたのである。硝石証券の投機は結果的に大成功であった⁽⁹⁷⁾。

他方、ラミレス以外のオフィシーナに関しては、ノースらが一体いくらでその権利を新会社に売却したかが不明なので正確なことはいえないが、どの会社も設立時の資本金（＝権利の買収原資となるもの）が大きく膨らんでいるので、その売却価格はおそらくラミレスの場合と同様に高値であっただろうし、彼らがここでも大儲けをしたであろうことは想像に難くない⁽⁹⁸⁾。

(5) 第5期後半における外資支配の確立

硝石投資ブームの到来

ところで、硝石産業を取り巻く状況は、プリミティーバ硝石会社が設立された1886年の末頃、すなわち硝石カルテルが崩壊した直後頃から大きく様変わりしてくる。この頃から世界市場における硝石需要が回復し始めると、下落傾向を続けていた硝石価格も1888～89年には持ち直し、それまでカルテルによって制限されていた輸出が再び急増するなど産業に活況が戻り始めたからである⁽⁹⁹⁾。

実は、前にも少し触れたように、硝石ブームが到来したこの第5期後半、すなわち1880年代後半の数年間こそ、以前から進行しつつあったチリ硝石の外資支配の特徴が「確立」期を迎える重要な時期であった。というのは、①この時期の硝石ブームが、ロンドン市場における硝石関連の企業設立ブームへとつながり、イギリス資本が大挙してチリの当該産業へと進出を図るようになったからであるし、②この時期に、いわゆる「タラパカのノース化 Northización de Tarapacá」と呼ばれるノース系企業による寡占的な支配が確立されるようになったからである。

まず①について述べよう。

ノース系硝石企業の高配当と好調な株価は、硝石カルテルが崩壊した1886年末頃までには市場関係者の注目を集めるようになっていたが、1887～89年期に世界市場での硝石需要が回復に向かい産業の活況が明らかになると、一般投資家の間にもチリを有望な投資先とする見方が広がり始め、これを追い風として同様の株式企業が相次いで設立、これら硝石関連株が高値で取り引きされる現象が生まれるようになった。いわゆるロンドン市場における硝石投資ブームの到来である。

リッピーが整理したデータによると、1882年から1896年にかけてイギリスではチリ硝石に関連した30もの株式企業が設立され、その名目資本総額は約1千万ポンドに及んでいるが、このうち1887～89年の硝石ブーム期に設立された企業は19と他の時期を抜いて際だって多く、この中でも特にそのほとんどは1888年と1889年の2年間に集中し、この時期にチリの主要オフィシーナ

の大半がイギリス資本の手に渡ったことが確認できる⁽¹⁰⁰⁾。

さらにいえば、これら2年のうちでもとりわけ1889年という年は、ロンドン市場における硝石投資ブームが最も過熱した年として特筆に値しよう。この年、タラパカだけで12の企業が立ち上げられ、授権資本金は約396万ポンド、この時に設立された企業のオフィシーナは18にも及び、しかもその全てがタラパカで最大級の規模を誇るものばかりであった。事実、これらのオフィシーナは、1889年8月時点の10大オフィシーナのうちの7つを占め、硝石ブーム以前からの外資系大手生産者の中でこのランキングに入っていたのは Campbell社とフォルシュ＝マルティン社だけで、外資系企業の順位に大幅な新旧入れ替えが生じたのである。また、1880年代後半にはタラパカ以外の場所でもイギリス資本によるオフィシーナの買収が盛んに行なわれたことが知られており、1889年という年は、1860年代以来チリ系硝石企業家として生き残ってきたD・オリバがタルタルにあるラウタロやベジャビスタなどのオフィシーナを外国人に売り渡してしまった年でもあった。つまり第5期後半のこの時期にはチリの硝石地帯全域において外資支配の状況が確立していったのである⁽¹⁰¹⁾。

硝石ブームのバブル化

興味深いのは、1887～89年期の硝石フィーバーが昂じてくると、次第に、硝石生産そのものではなく、オフィシーナの売却などで利益を上げようとする実体経済とはかけ離れた投機的な経済取引が目立つようになってくることである。

これはもちろん、ブームに伴いオフィシーナの資産価値が上昇したためであるが、タラパカでオフィシーナを所有している者の中には、生産活動に本腰を入れるよりも手っ取り早く資産を売却することで利益を確保しようとする者が増え始め、目先の利く者の中には、オフィシーナの転売によって巨利を得る者が現れるなど、バブル特有の兆候が現れるようになった⁽¹⁰²⁾。この結果、1889年頃になると、「株式企業の設立目的のために買収されていないような個人所有のオフィシーナは、もはやタラパカには存在しない」⁽¹⁰³⁾と言わしめるほどの外資支配の状況が生まれてしまう。

特筆すべきは、ギブス商会やギルデマイスター社など、長年堅実経営で鳴らしてきた伝統的な外資系企業も、硝石バブルに促され、オフィシーナの売却を進んで行ったという事実であろう。

ギブス商会は、1889年2月、自社所有の2つの巨大な主力工場、ラ・パトリアとラ・パルマを、新設の外資系株式企業「タマルガル硝石会社」に売却したが、この取引は硝石バブルを反映した典型的な取引であった。というのは、同商会は、これらオフィシーナの資産評価を20万ポンド程度と考え、これを何とか31万程度で売却できないかと考えていたところ、実際の取引では驚くことに59万ポンドもの値が付いたからである。この取引によって、同商会は約55万ポンドを受け取り、企業設立のプロモーターであると同時にこの買収を仲介した2人のイギリス人（G・イングリス、H・リード）には4万ポンドのカネが濡れ手に粟で転がり込む結果となった⁽¹⁰⁴⁾。

また、もう一つ別の事例を紹介しておくと、ノースと同様に、硝石証券を手に入れ、ロンドン市場で株式会社を設立したH・B・ジェイムズとG・イングリスは、1887年8月、プントウンチャーラ工場を元にして「ロンドン硝石会社」（払い込み資本金16万ポンド）を設立するが、彼らはその際、安値で買い付けたオフィシーナを新会社に13万7500ポンドもの高値で売却しただけでなく、1889年1月には、その約1ヶ月前に約9万ポンドで買い付けた「サン・ドナート」工場を、ハーベイらが設立したもう一つ別の株式企業「サン・ドナート硝石会社」に対して15万ポンドで転売することに成功、巨利を得たのである⁽¹⁰⁵⁾。

硝石ブームの仕掛け

ところで、もちろん、このような硝石株ブームは、産業それ自体の好調さに支えられていたというよりも、そこにはブームを巧みに演出する、ある種の「作為」が加わっていた点を見逃すことはできない。このような株式相場の演出に先鞭を付けた人物こそ、硝石王ノースであった。

後世、ノースの国内外での評価が毀誉褒貶に揺れた1つの原因は、ノースが当時開発途上国で成功したイギリス系企業家の代表的人物という名誉ある地位にまで登りつめながら、その経営手法にかなり「あざとい部分」があっ

たためであるが、後述する独占的な企業行動と並びしばしば批判の俎上に昇るのが、あれやこれやの不透明な手段を駆使して株価操作を行い一般投資家の多くを欺いた「あざとさ」であった。

株価の高騰に関してまず第1に確認しておくべきことは、特別の策を弄しなくとも、ノース自身が企業設立に関わると、それだけで当該企業の株式が値上がりする現象が生ずるようになっていたことである。というのも、ノースはこの頃までに「硝石王」というニックネームを付けられるほど当該産業の将来を左右する重要人物として市場で高い評価をえ、富裕層の投資を指南するカリスマ的な人物へとの上がっていたからである。当時の新聞記事による絶妙な表現を援用すれば、手に触れる物全てが黄金に変わってしまったというギリシャ神話のミダス王よろしく、硝石王ノースの名前が特定の株式企業に関係づけられるだけで、どのような株式もたちどころに300%ものプレミアが付くほどのカリスマ性が、当時のノースにはあったという⁽¹⁰⁶⁾。もっとも、このこと自体はノースのあざとさとはいえないものの、このような市場の信頼感を維持するために、かなり派手な衒示的浪費を行い、出自のハンデューキャップを埋めて上流階級の仲間入りをしたエピソードが今日まで皮肉混じりに伝えられている⁽¹⁰⁷⁾。

また第2に、ノースの硝石王としてのイメージは、何よりもその企業の驚異的な実績（＝高配当）に支えられていたのであるが、問題は、このような高配当が実際の業績とは乖離しており、事実上、配当が粉飾されるという不公正な手段が用いられていた点にあった。一例を挙げると、プリミティーバ硝石会社は1888～89年期中に18万ポンドもの配当を行っていたが、これは、実際の収益を5万ポンドも上回る過剰配当であり、その他のノース系企業でも多かれ少なかれ同じような手法がとられていたことが知られている。かかる「過剰配当→業績の粉飾」という手法は、ノースが高株価維持のために用いた常套手段であって、後に大きな社会的批判を浴びるきっかけともなった行為であった⁽¹⁰⁸⁾。

また第3に、設立企業の株式を上場する前に、株主の一般公募の枠をわざと小さくし、当該株の人気を煽ったこと。つまり、株式を市場で売却する前に特定縁故者へ株式を割り当て、当該株への応募をしにくくすることで、市

場における人気が高いことを演出する、ある意味で今日の企業社会にも通ずるような株価操作の手法を採用していたのである。いうまでもなく、このような仕掛けがうまくいけば、設立発起人達は、一般投資家が高値の株を買い始めた時点で自らの株式を売却し、莫大な創業者利得を獲得することができた⁽¹⁰⁹⁾。

さらにいうと、一般投資家が食い物にされていたのはこれだけにとどまらず、そもそも設立された企業の資本金自体が最初から水増しされていたという問題を指摘しておかねばならない。この大きな理由は、前述したように、プロモーターが新会社に提供するオフィシーナの物件価値が不当に高い値を付けていたことが原因であったが、いずれにしる資本金は実際に必要な額以上に膨らんでおり、しかも株式を最初に引き受けた出資者は、実際には株式の払い込みを行っていないことが多かったので、水増し資本金のツケは、結局、上場後に一般投資家が負担する仕組みになっていたのである⁽¹¹⁰⁾。

(6) タラパカのノース化

ノースの影響力

次に、先にあげた②の問題、すなわち、タラパカのノース化について整理してみよう。

すでに述べたように、第5期の大きな特徴の一つは、上のような外資支配の状況が顕著になったということだけではなく、外資の中でも、特にノース系企業による寡占力が著しく高まり、ノースの個人色が濃厚な産業支配の様相が強まったことである。この過程で浮かび上がってくる特徴は、ノースやノース系企業のもう一つの「あざとさ」、すなわち、他社を圧迫する排他的な経営戦略を採用し、タラパカ硝石産業の完全独占を目指す貪欲さであった。

ノースは、すでに述べたように、1887～89年期の硝石ブームが到来する頃までには、すでに硝石事業に関する「権威」としてもはやされるようになっていたので、その権威をうまく利用しながら出資者を募り、次々と硝石関連企業を立ち上げることで、次第に「硝石王」としての名声を轟かせるようになっていく。一介のボイラーマンにすぎなかったノースが、1880年代後半のわずか数年の間に、その発言一つで硝石株相場を動かすほどのカリスマ的

図表—11 1880年代から90年代にかけて設立された硝石関連のイギリス系企業

企 業 名	設立年	名目資本金 (千ポンド)	
		1890年	1896年
(ノース系企業)			
硝石鉄道会社	1882	3,581.9	3,381.8
リバプール硝石会社	1883	110.0	110.0
コロラド硝石会社	1885	160.0	160.0
プリミティブ硝石会社*1	1886	200.0	
タラパカ給水会社	1888	400.0	450.0
サン・パブロ硝石会社	1888	160.0	160.0
サン・ホルヘ硝石会社	1888	375.0	375.0
タラパカ・ロンドン銀行	1888	500.0	500.0
硝石資材供給会社	1889	100.0	100.0
ラグナス・シンジケート会社	1889	162.3	1,100.0
サン・ドナート硝石会社	1889	160.0	160.0
サン・セバスティアン硝石会社	1889	143.8	143.8
サンタ・エレナ硝石会社	1889	107.9	107.9
バクチャ・アンド・ハスパンバ硝石会社	1889	360.0	360.0
ニュー・タマルガル硝石会社*2	1890	650.0	650.0
硝石生産者汽船会社	1895		62.5
(その他のイギリス系企業)			
ロンドン硝石会社	1887	160.0	160.0
アングロ・チリアン硝石鉄道会社	1888	625.0	1,070.8
タルタル硝石会社*3	1888	80.0	
サンタ・ルイーサ硝石会社*4	1888	250.0	
フリア硝石会社*5	1889	150.0	
タラパカ硝石会社*6	1889		
ラウタロ硝石会社	1889	300.0	630.0
ロサリオ硝石会社	1889	1,250.0	1,175.0
サンタ・リタ硝石会社	1889	96.3	96.3
合同硝石会社	1893		140.1
ラグナス硝石会社*7	1894		900.0
アメリカ硝石会社	1896		155.0
ニュー・フリア硝石会社*8	1896		
サラール・デ・カルメン硝石会社	1896		109.5
総名目払込資本金		10,082.9	12,437.7

出所) Rippy [1959] p.60.

注) ノース系企業とは、ノース個人によって設立されたものと、ノースが他のパートナーと共同で設立したものの双方を含んでいる。* 1 は1896年に清算。* 2 はタマルガル硝石会社を組織替えしたもの。* 3 は1894年にフリア硝石会社と合併している。* 4 は1892年に、ラウタロ硝石会社に吸収合併。* 5 は1894年にタルタル硝石会社と合併。* 6 はバクチャ・アンド・ハスパンバ硝石会社に 8 万ポンドの投資を行っている。1891年清算。* 7 は Ramírez [1969] p.49 によればノース系企業。* 8 はフリア=タルタル硝石会社を組織替えしたもの。

な実業家へと成り上がっていったのである。もちろん、イギリスでこの時期設立された企業の全てにノースが関わっていたわけではないが、1886年にプリミティーバ硝石会社を立ち上げた後にも、驚くほど多くの硝石企業の設立を手がけている。

先に紹介したリッピーの数字を使って整理しておくと、1882～96年間にイギリスで設立された硝石関連企業30社のうち、ノースが関わっていたのは実にその半数以上（16社）に及んでいた⁽¹¹¹⁾。しかも、ノースが関わっていない硝石企業にしても、多かれ少なかれ、彼の起業に刺激を受け、その手法を模倣することで設立された企業であったので、第5期後半の硝石投資ブームとは、まさに、ノースによって引き起こされた現象といっても過言ではなく、彼自身が硝石投資の趨勢を占うキーマンと見なされるようになったのも自然の成り行きであった（図表-11参照）。

また、時代はやや下がるが、ノースが1896年5月5日に死去した際、北部チリで操業したイギリス系株式企業の3分の2以上に取締役や株主として関わっていたという事実⁽¹¹²⁾も注目に値しよう。この事実はタラパカの権益にノースが深く広く関わっていたことを象徴しているが、一般株主は硝石事業についての知識はなかったし、ノース以外の大株主にしてもノースほど深い専門的な知識を持ち合わせているわけではなかったので、経営の基本戦略に関してもノースの影響力は絶大であり、ノースはいわば萌芽的な「経営者支配」の特徴をも体現していたのである⁽¹¹³⁾。

2つの側面

ところで、タラパカのノース化と呼ばれる現象をもう少し細かく分析するならば、そこには次の2つの側面が含まれていた。それはまず第1に、硝石事業それ自体において、ノースが経営する企業が多かったという事情である。

ノースらは、すでに見た3つの硝石会社に加え、硝石ブームの到来期にはさらなる企業設立をプロモートし、「サン・ホルヘ硝石会社」（1888年）、「サン・パブロ硝石会社」（1888年）、「サン・ドナート硝石会社」（1889年）、「パクチャ・アンド・ハспанパ会社」（1889年）を設立している（前掲図表-11）。ノース系硝石企業は、すでに1888年の時点で、硝石の全輸出量1668万の

半分近い800万キントルものシェアを有していたが、硝石独占への飽くなき野望ゆえに、1888年、チリ人のデラノから硝石埋蔵地を取得してタラパカ南部の処女地ラグナス地方の鉱床開発に乗り出すと（＝ラグナス硝石会社とラグナス・シンジケート社の設立）その寡占力はますます強化されていく⁽¹¹⁴⁾。

しかし、タラパカのノース化というものは、単に、ノースが硝石事業を量的な意味で拡大し、生産シェアを伸ばしたということだけから生じたものではない。ノースによるタラパカ支配の現実を見る際に重要なのは、ノースが単に硝石事業そのものの進出にとどまらず、様々な関連産業をも多角的に支配することでノース系企業の全体としての寡占力を強めていった点である（前掲図表—11参照）。ノースのタラパカにおける強大な経済力は、実は、硝石部門以外にも、①鉄道、②給水、③金融、④流通、という4つの関連産業によって支えられていたのであって、この中でも特に、鉄道と給水事業は、ノース系企業の文字通りの「一社独占」が実現した点と、ノースのアグレッシブな経営手腕が顕著に現れた点で興味深い事例であった。以下、この2つの事業に焦点を当ててみよう。

ノースの給水事業

まず最初に給水事業であるが、これはすでに見たように、硝石事業の立ち上げ以前からノースが手がけていた事業経営であった。タラパカは砂漠地帯に位置するその地理的条件ゆえに飲料水の自給は困難であり、大げさな言い方をすれば、「水を制する者はタラパカを制す」といった重要性を有していたことを想起してほしい。ノースはこの重要性ゆえに飲料水の独占供給に執念を燃やし、以前からの事業をさらにテコ入れし発展させると同時に、当該事業の独占を脅かすものに対しては、仮借のない攻めの姿勢で臨み、後期局面になって当該部門に出現した2つのライバル企業を葬り去るというエピソードを残している。

そのまず最初の事例は、1883年1月にD・プロバンド（Dixon Provand）によって設立された「飲料水供給会社 Cia. Proveedora de Agua」であった。この会社は、その名称が示す通り、技術者でもあったプロバンド自身の発明による淡水化装置をイキーケに設置して飲料水を供給することを目的として

いたが、この新規企業の参入によって飲料水価格は、たちまちのうちに1立方メートル当たり3～4ペソの水準から1.5ペソ程度の水準にまで下落し、当時、イキーケに5つあった事業者のうち4つが倒産、ノース系企業だけがこれに対抗して生き残るといふ競争戦が生じてしまった。むろんノースは、これを座して見過ごしていたわけではなく、反撃に打って出る。詳細はいまもって不明であるものの、資金面の攪乱や株価下落の方策を講じてライバル社の株式取得を成功させ、同社が有していた淡水化装置と事業特許を買い取ることで、給水事業の1社独占への足がかりを作るのである。飲料水価格はもちろんその後上昇し、1889年には1立方メートル当たり6ペソもの水準に達するようになった⁽¹¹⁵⁾。

また、1885年になると、ノースの給水独占を脅かすもう1つ別の事件が起こる。この年の1月、スコットランド出身のトーマス・ハート(Thomas Hart)が、ピーカ(タラパカの砂漠地帯にあるオアシス)＝イキーケ間のパイプラインの敷設と、これを利用して給水事業を行うための認可をチリ政府から獲得したのである。1886年、ハートはイギリスに帰国し、株主を募ることで新会社を設立しようと企てたが(資本金35万ポンド、10ポンド株が3.5万株。その内の31900株が公募予定)、この事業計画によれば、1ガロンあたり1セントの給水料金の設定を考えており、ゆくゆくは0.5セント程度の格安料金を目指す予定であったという。しかし、0.5セントという料金はもちろんのこと、1セントという料金設定自体、当時のイキーケにおける標準的な料金より50%程安い水準だったので、この計画もまたノースの事業にとって大きな脅威であったのはいうまでもない。

そこで、ノースは、この時までに確立していた株式市場での発言力を利用して、事業計画の非現実性を指摘、会社設立を妨害する行動に出るが、ノースにとってラッキーだったのは、1887年、ハートが会社を設立することのないまま無念の急死を遂げてしまったことであった。これを受け、ノースは、以前ハートが取得していた事業のコンセッションを1千ポンドで遺族から買い取り、1888年3月⁽¹¹⁶⁾、以前からあるノースの会社資産に新たに獲得したコンセッションを加えることで、新会社をロンドンで立ち上げることに成功する。これが「タラパカ給水会社 Tarapaca Waterworks Company」(資本金40万

ポンド)の沿革であり、これによってノースによる給水事業の1社独占が名実ともに実現することとなるのである⁽¹¹⁷⁾。

ノースによる鉄道事業への進出

次に鉄道事業であるが、これは硝石事業と並んで最も論議を呼んだ事業部門の一つであった。

ノースの鉄道事業への進出は、ある意味で硝石証券と投機とよく似ており、鉄道利権の将来性に影が差し始めたきわどい時期に安値で企業買収を行い成功を収めた共通点は、商機をものにするノースの「経営者の嗅覚」を感じさせて興味深い。最初に、事業進出の経緯から振り返ってみよう。

タラパカの硝石石鉄道が、もともとペルーのモンテロー兄弟社によるベンチャービジネスとして出発したことについてはすでに岡本 [1999] で見た。モンテローの鉄道事業は、ペルー政府から獲得した独占的な鉄道敷設権をベースにして開始されたものであって、鉄道建設を開始し一部区間の営業を開始すると、モンテローは1873年、ペルー硝石国民鉄道会社(National Nitrate Railways Company of Peru)を設立、イギリス系銀行からの融資を得て新線の建設を続けていたが、同社の経営は、太平洋戦争によって大きな危機に直面してしまう。というのは、タラパカがチリに併合されると、ペルー時代に与えられた排他的な鉄道敷設権が果たして併合後にも有効かどうかという法律問題が発生したからである。

チリ政府としては、むしろ敵国ペルー政府が与えた敷設権を認めたがらず、鉄道事業に複数の企業を参入させることで運賃の低減と競争的な輸送網の発展を図りたい心づもりであった。対するモンテローの側は1882年、チリ政府との交渉を有利に進めるために、会社の登記住所をペルーからイギリスに変更し、ペルー硝石国民鉄道会社を「硝石鉄道会社 Nitrate Railways Company (以下 NRC)」(資本金120万ポンド)へと組織替えしてチリ政府の攻勢に備えるが、この画策もむなしく、1886年1月29日、鉄道敷設義務不履行という理由で、チリ政府(サンタ・マリア政権)によって、NRCの排他的な鉄道敷設権の無効が宣言されてしまう。もともと同社の業績自体、1880年代前半を通じて芳しくなかったが、コンセッションの無効が宣言された1886年に

はとうとう5197ポンドの赤字を計上し無配に転落、同社の将来には急速に暗雲が立ちこめるようになる⁽¹¹⁸⁾。

ノースが敢えてNRCの株式取得に踏み切り、その経営権を握る賭けに出たのは、このような混乱の最中であった。1887年4月、ノースはモンテローが所有していたNRC持株7000株を1株あたり14ポンドの値で買収、1888年には副社長に、翌89年には社長に就任して、経営の実権を握った。もちろん、この賭けはチリ政府の出方次第では裏目に出ることも十分ありえたが、NRC株の額面が1株100ポンドだったことを考えれば、これは額面をおよそ8割以上下回るただ同然の買収だったのである⁽¹¹⁹⁾。

結果的に、ノースのこの投機的な買収は、硝石証券の場合と同様、大成功であった。というのは、まず第1に、カルテルの終了（1886年末）によってタラパカの硝石生産が伸び同社の輸送実績が回復したことと、また第2に、チリ政府による前述した鉄道独占の無効宣言が最高裁で再び逆転し（1887年8月）、NRCの排他的敷設権が再度確証される僥倖がもたらされたからである。これらの要因を追い風にして、同社はノースによる買収後急速に経営を好転させ、1889年には25%の、1890年には20%の高配当（いずれも普通株）を実現し、株価も大きく上昇する結果となった⁽¹²⁰⁾。

もっとも、NRCの排他的な鉄道敷設権は、その後、再度、チリ政府によって否認される（1889年9月）という複雑な経緯を辿り、同社の前途は必ずしもバラ色一色というわけにはいかなかったが、それでも第5期の間は、事実上ノース以外の企業が鉄道事業を営むことはなく、ノースによる完全な鉄道独占が実現した時期となった。

ノースの「あざとき」

ところで、すでに示唆したように、ノースの鉄道事業が興味深いのは、給水事業と同様以下のようなアグレッシブな企業行動が観察されたからである。

まず第1の特徴は、自らの独占を脅かす障害に対しては、全力でこれを封じ込める姿勢を見せたことである。

ノースの独占にとって最大の脅威であったのは、鉄道独占に否定的なチリ国家、より具体的には、民族主義路線を強めるバルマセダ政権の存在であっ

た。すでに見たように、チリ政府はNRCの鉄道独占を認めないという判断を下していたが(1886年1月)、鉄道部門に事業進出を果たしたノースにとって、この決定を覆すことこそ独占維持のための至上命題であった。このため、ノースはありとあらゆる手段を動員して86年の決定を覆そうと企て、周到かつ執拗な裁判闘争を準備していく。NRCが、最高裁においてチリ政府の86年宣言を無効とする逆転判決を勝ち取った(1887年8月)背景には、ノースが、この裁判闘争のために、チリの名だたる政治家兼弁護士を法律顧問として雇い入れ、国会の場や法廷で自社の主張を繰り返し、世論を見方に付けようとする執拗な戦略があったのである。

しかし、この決定を不服として、バルマセダ側が、国家評議会(Consejo de Estado、最高裁を超えた調停権限を有する最高の合議機関⁽¹²¹⁾)を開いて当該事案の再検討を行うという案を出しこれが受け入れられると、事態はまた振り出しに戻る。しかも、約2年後の1889年9月、「通常の裁判所に硝石鉄道の問題を扱う権限なし」との判断が国家評議会によって下されると、鉄道独占は再度揺らぎ始め、ノースの側も必死に巻き返しを図った。今次のノースは、イギリス外務省に働きかけ、チリ政府に対する外交圧力をかける戦略を採用するとともに、野党政治家に巨額の秘密資金を供与して反バルマセダ運動をおおるなど、陰に陽に様々な策謀をめぐらし、これが1891年内戦の導火線の一つになっていくのである⁽¹²²⁾。

鉄道独占によるライバル社の圧迫

また第2に、ノースのあざときは、単にチリ国家に対してだけでなく、同じイギリス系企業に対しても現れていた。つまり、鉄道独占が他の外資系企業を圧迫した問題である。

例えば、カンパベル社のアグア・サンタ工場はカレタ・ブエナ港までわずか20マイル(≒32キロ)という立地条件であったにもかかわらず(岡本[1999]図表-1参照)、NRCの独占によって鉄道建設が許されず、もし鉄路輸送を利用するとなれば、50マイル以上も離れたピサグアまで9.75ペンス(=1キントル×1マイル)という高運賃を負担して輸送するしか選択肢が残されていなかった。このため、同社は結局これを嫌い、海岸部まで荷車を使って輸

送する方法を採用したが、同様の問題は多かれ少なかれ他の外資系企業をも苦しめ、ギブス商会やギルデマイスター社なども高運賃の鉄道輸送ではなく、より安価な畜力輸送の採用を余儀なくされていたことが知られている⁽¹²³⁾。

もっとも、このような独占の弊害は、ノースによる鉄道事業が開始される以前からの問題であって、必ずしもノースが新たに押しつけた難題というわけではなかった。しかし、モンテロ社時代の NRC は、経営状態が危ぶまれた上に、86年の反独占的な政府決定によって大きな打撃を受け、その限りでは、1880年代前半を通じてその独占力にはかなりの翳りが見えていたのに対し、ノースが経営権を取得した後は、独占保持のための様々な措置が講じられただけでなく、ノース系企業グループの中核事業として「高配当→高株価」が至上命題となったので、配当の原資となる運賃収入に関しては一切の妥協が許されず、ライバル企業にとっては NRC がこれまで以上に経営を圧迫する大きな脅威とならざるをえなかったのである。

パティージョス鉄道の買収

ところで、ノースの鉄道事業におけるあざとさが最も顕著に現れた事例の一つは、ノースが NRC とほぼ同じ時期に買収したパティージョス鉄道の扱いに現れていたとあってよい。

ノースが同鉄道を取得した経緯は複雑であるが、その要点を整理すると、以下のようなだろう。

タラパカ南部のラグナス地方とパティージョス港を結ぶパティージョス鉄道（岡本 [1999] 図表-1 参照）は、もともと、モンテロ社がペルー政府から得たコンセッションに基づいて建設されたものであったが、実際にその建設を行ったのはモンテロ社ではなく、ラグナスにオフィシーナを持つ「エスペランサ硝石会社」であった。つまり、モンテロ社は、鉄道完成後に運賃面での優遇を図るという条件でエスペランサ社に鉄道建設を委託し、自らは建設に関わっていなかったのである。同鉄道は1874年頃から運行が開始されたが、ペルー政府の国有化が始まった際、一つの問題が発生した。つまり、1876年にエスペランサ社は国有化に応じてオフィシーナの売却を行うが、この時、同社は鉄道の権利をも一緒にペルー政府に売却しようとしたために、

モンテロー側がこれに異義を唱え、鉄道資産が同社のものか、それともエスペランサ社のものかという法的争いが発生したのである。

この紛争自体は、結局、2年後の1878年、モンテロー社の権利が認められたことで幕が下りたが、ややこしいのは、モンテローがNRCを設立した1882年、この鉄道だけは別会社（パティージョス鉄道会社。資本金10万ポンド）が営む形に組織変更され、NRCがノースに身売りされた1887年にも、実はこの鉄道の権利だけは売却されずにモンテローの手元に残されていたという点にあった。つまり、ノースの鉄道独占は、実は、厳密にいうと、タラパカ南部の当該鉄道を積み残していたのである。

ラグナスはこの時期まだまだ新興の硝石生産地にすぎず生産量もわずかだったので、パティージョス鉄道の役割もタラパカ北部の幹線に比べればネグリジブルなものでしかなく、この点では、ノースの鉄道独占が、この積み残しによって揺らぐほどの打撃を受けていたわけではない。しかし、同地の推定硝石埋蔵量は豊富で、将来もしこの地域が一大生産地となった場合、この地域の開発と鉄道がノースの独占を脅かす恐れは十分にあった⁽¹²⁴⁾。そこで、ノースは、パティージョス鉄道とラグナスの硝石埋蔵地をセットで買収することを企て、前者に関してはまず、1887～88年頃に複雑な株取引を経ることで過半数株の取得に成功し経営権を握ったし、後者については、1887年9月、エスペランサ硝石会社の資産を購入していたチリ人企業家デラノからその所有権を11.1万ポンドで買収する取引を成功させる⁽¹²⁵⁾。

実は、鉄道事業に見られるノースのあざとさというのは、この買収過程が強引だったという点にあっただけでなく、パティージョス鉄道の経営権を握った後、この路線をわざと休止状態にしたままラグナス地域から海岸部へと至る鉄道を塞ぎ、同地域の生産者が、1890年にラグナスまで延伸されたNRCの路線を利用せざるをえないような状態を人為的に作り出した点にあった（岡本 [1999] 図表—1 参照）。この結果、同地の生産者は、パティージョス鉄道を利用した場合に比べ、およそ2倍の鉄道運賃を支払わねばならない不便を強いられてしまったのである⁽¹²⁶⁾。

また最後に一点指摘しておく、ノースによる鉄道会社の支配も、単にそこから生じる事業収益だけが目的だったのではなく、鉄道独占をバネにして

硝石産業自体の完全独占を目指すというより大きな野望がその背後にあったことを確認しておく必要がある。ノースがタラパカの将来像として描いていたのは、タラパカの全オフィシーナを単一の会社に統合し、硝石の完全独占を実現すること、すなわち、産業トラスト構想であった。これは、いわば、カルテル組織をさらに発展させたもので、硝石生産から輸送、販売まで全てを完全に網羅する単一企業を形成し、硝石価格の安定を図るという構想であったが、ノースは、この目的を自らの鉄道独占を武器に押し進め、沿線の中小生産者に単一会社への参加を迫って、拒否されれば、オフィシーナの買収を迫るという手法をとっていたことが知られている⁽¹²⁷⁾。

V 企業間コンフリクトと企業・政府間コンフリクト

外資支配の問題点

以上の叙述を外資支配の観点からもう一度整理しておこう。

要するに外資系硝石企業は、①国有化の白紙化政策を契機にして新しい橋頭堡を築いたというだけでなく、②ロンドン市場を通じた新しい資本蓄積様式（＝ロンドン市場での起業）を採用したことと、③1880年代後半の硝石株ブーム、という3つの出来事を契機にして、大挙してチリの硝石産業へ進出するようになったということである。いうまでもなく、この外資支配の中軸となったのは、ノース系企業が代表していたイギリス資本であった。

国籍別の生産データは、依拠する統計によってかなり数字が異なっており、現実の生産量とフル稼働した場合の生産能力との区別が曖昧な点や、データの出所に関する言及が大雑把な点など問題点が多いが、比較的よく使われるのは、図表—12にまとめてみたデータ群である。ここからは、1880年代にイギリス資本による支配が急激に進行したという事実や、1895年までにイギリス資本がチリの全ての硝石地域を通じて全体の6割強のシェアを占めるまでに増加する一方、チリ資本は13%にまで落ち込みを見せていることなどが確認できる。しかも、タラパカに視野を限定すれば、このようなイギリス資本の優位はもっとドラスティックな形で現れており、すでに1890年の段階でイギリス系オフィシーナの生産比率は69%にも達していたのである⁽¹²⁸⁾。

図表—12 国籍別の硝石生産シェア

	1878	1884	1895	1901	1912	1925
ペルー系	58	—	—	—	—	—
イギリス系	13.5	20 (34*)	60	55	38.5	23
チリ系	19	36	13	14	37	68
ドイツ系	8	8	8	15	15	
その他	1.5	19	19	16	9.5	9

出所) Cariola y Sunkel [1982] p.136, Meeropol [1974] pp.139, Hernández [1930] p.146.

注) *は、イギリスの影響下にあったチリ系企業を含んだ数字。

かかる外資支配の確立が、チリ社会経済の発展にマイナスの効果を有していたことは事実であろう。

例えば、すでにマクロの側面から外資支配の状況を分析した岡本 [1995] で述べたように、企業利潤の部分は高額配当などの形で本国へ流出しており、その限りでは外資への従属によってチリの余剰が吸い上げられたとする従属論の立論は間違っていない⁽¹²⁹⁾。ノース系企業が象徴しているように、外資系企業は短期の収益最大化にこだわったのであって、有限の自然資源をとにかく掘り尽くし、できるだけ多くの収益をできるだけ素早く本国にもたらすという原料資源収奪型の企業活動こそが、彼らの基本的な行動様式であった。外資系企業の進出目的には、そもそも、労働者の権利を拡充することやチリ経済の発展に貢献するといった発想はなく、今日の開発途上国政府が期待しているような外資系企業による技術移転や、その前提として必要な合弁形態のようなチリ資本との協力関係などもほとんど見あたらなかったことがこの時期の特徴であった。

また、さらに悪いことに、例えば、チリ政府が命じた経営データの開示を外資であることを理由に拒否したり⁽¹³⁰⁾、すでに触れた鉄道問題で外交圧力をかけるなど、進出先の国家主権をないがしろにするかのような尊大な態度をとることがまま見られ、オフィシーナ内部に備えた独自の治安維持装置によって、部外者の敷地内への立ち入りを徹底して排除するなど、圧倒的な経済力を背景にして、さながら「国家のなかの国家」といった閉鎖的特徴を有していた点⁽¹³¹⁾も問題であった。しかも、ノースは結局1882年に帰英して以来、89年になるまで一度もチリの土を踏まないままイギリスの重役室から経営に

関する指示を送っていたのであって、一握りの不在地的な外国人経営者によってチリの基軸産業が牛耳られているという悪印象が強まったことも見逃せない。かかる外資系企業の特徴が、早晚、チリ人の間に、外資に対する激しい反感を生み出していく下地となっていたことは容易に理解できよう。

要するに、この時期の外資支配の実態に、従属論が批判するような不公正な側面があったのは事実であって、その告発には「当たらずといえども遠からず」といった一定の真実があったことは認めなければならないのである。

企業間コンフリクトと企業・国家間コンフリクトの存在

しかし、従属論の問題点は、外資によるチリ経済の従属や搾取を強調する余り、外資系企業がまるで一枚岩のように行動し、チリ政治を自由に操って1891年内戦を勃発させたかのように描きがちなことである。しかし、現実とは逆であって、むしろ、①この時期の外資系硝石企業は企業相互の激しいコンフリクトを抱えていたし、②チリ国家の外資に対する規制力も決して微弱なものではなく、外資の力は決してチリの主権を現実には脅かすほどの力は有していなかった、というのがより正確な事実認識なのである。

②の問題は本稿の主題ではないのでここではふれないが、①の問題は、硝石企業の競争諸形態を明らかにする本稿の観点からして重要なので、若干補足してみたい。

チリ硝石の外資支配が、その内実において「対立」に満ちていたという場合、その対立の軸芯は、これまでの叙述が示唆しているように、もちろん、ノース系企業と非ノース系外資企業という対立の構図である。

その理由の第1は、心理的なもの、つまりノース系企業へのやっかみであった。当然のことながら、伝統的な外資系企業の間には、急速に成り上がっていったノースを快く思わない雰囲気根強く、例えば、長年の間南米で硝石事業を手がけてきたギブス商会が、ロンドン市場において訳知り顔で幅を利かしているノースのような新参者に大きな不快感を感じていたことは、当時の様々な史料が裏付けている有名な事実であった。

しかし、また第2に、ノース系企業と非ノース系企業との対立は、単に成り上がり者への嫉妬といった感情レベルの問題を越え、より現実的な経済問

題が絡んでいたことを看過してはならない。その最大の要因は、上で見たように、ノースによる鉄道独占が他の外資系企業の経営を強く圧迫していた問題であった。

鉄道独占策に最も強く反発したのは、カンパベル社とギブス商会である。例えば、カンパベル社は、先に見たようなアグア・サンタ工場の輸送問題を解決するために、1881年以来、政府に対し、カレタ・ブエナ港とアグア・サンタ工場を結ぶ鉄道建設（＝アグア・サンタ鉄道）の認可を申請、この時期、ノースの独占と最も先鋭に対立した外資企業の一つとなるが⁽¹³²⁾、1886年にチリ政府によって下されたNRCの鉄道敷設権の無効宣言とは、実は、カンパベル社による鉄道建設の認可申請をきっかけに下された判断であり、後述するように、紆余曲折の末にカンパベル社への鉄道敷設権が認められると、1890年代前半にはあつというまにノース（＝NRC）の強大なライバルとして立ち上がるようになり、NRCの独占を掘り崩していく⁽¹³³⁾。

他方、カンパベル社と並び、ギブス商会もまた鉄道独占の打破を長年望んできたイギリス系企業の一つであった。タラパカ南部ラグナス地方のアリアンサに有望なオフィシーナを所有していた同商会は、NRCによる高運賃を嫌って、チュクマータ港からアリアンサに至る鉄道建設（＝アリアンサ鉄道）を目論むが、ノースの鉄道独占がある限りこれは不可能であったので（岡本[1999] 図表－1 参照）、カンパベル社同様、バルマセダ政権に接近することでノースによる鉄道独占を切り崩そうと企図し、カンパベル社と歩調を合わせ、また、NRC沿線のオフィシーナを買収することで荷主側の交渉力を増強させ、ノースに鉄道運賃の引き下げを迫る案⁽¹³⁴⁾を検討するなど、ノースの独占にはさまざまな抵抗を示した。

しかし、いうまでもなく、鉄道利権の問題には、チリ国家の政策判断が絡んでくるので、ノース系企業 vs 非ノース系外資企業という企業間コンフリクトは、国家という第3のアクターを巻き込み、複雑な政治経済過程を招来せざるをえない。

国家や政治の問題は本稿の主題ではないので、あまり深入りはしないが、対立の構図を簡単にいえば、主役は、①チリ国家（＝行政府＝大統領派）、②NRC（＝ノース）、③反ノース系外資企業、④反大統領の野党議会派勢力、⑤

イギリス国家（＝外務省）の5者であって、②は④と⑤に接近し（いわゆる、ノース＋野党議会派＋イギリス外務省）、③は①に接近する（反ノース系外資企業＋バルマセダ政権）という対立構図が現れたとあってよい。つまり、外資勢力が2つに分裂し、それぞれがチリの対立する2つの政治勢力と結びつくことで自らの権益確保を狙うという、従属論のイメージとはかなりかけ離れた政治的構図が出現したのである。

もっとも、現実の対立構図はこれほど単純ではなく、もっと複雑に錯綜していた点も見逃せない。というのは、まず第1に、チリ国家とノースとの対立は、単に鉄道利権をめぐる問題だけではなく、これ以外にも、ラグナスの硝石埋蔵地に関する法的問題⁽¹³⁵⁾やカルテルやトラストの形成をめぐる問題など多様な部面で火花を散らしていたし、また第2に、①と③の同盟や②④⑤の同盟にしても、その結びつきは必ずしも強固なものではなかったからである。

例えば、①と③（＝反ノース系外資企業＋バルマセダ政権）の場合、反ノースの急先鋒であったギブス商会は、アリアンサ鉄道の認可をちらつかせたチリ政府の利益誘導に応じてノースのトラスト構想には加わらなかったが、1891年から始まる第2回カルテルの結成には加わることとなり、チリ政府の意向とは対立する格好となった。また、②と⑤の結びつき（ノース＋イギリス外務省）にしても、当初は、ノースの働きかけに応じて、イギリス外務省はノースの独占が認められるようチリ政府に外交圧力をかけたが、後にギブス商会が外務省に対して中立を求める申し入れを行うと、同省の姿勢は同国人どうしの権益争いを知って及び腰になり、外交上の圧力は低減してしまう。これは明らかに従属論の主張とは齟齬を来す重要な出来事であったとあってよい⁽¹³⁶⁾。

さらに、②と④の同盟（ノース＋野党議会派勢力）に関して言っても、野党政治家が本気でノース系企業の独占支配を支持していたかどうかは大いに疑問であった。というのも、内戦後の政策は、別稿で触れるように、結局、ノースの鉄道独占を認めないというバルマセダ政権と同様の政策が継承されたからである⁽¹³⁷⁾。想起すべきは、野党議会勢力と大統領との間に存在していた、大統領権限の掣肘に関する長年の対立、より具体的には、選挙改革をめ

ぐる対立(=大統領の選挙介入の是非をめぐる対立)であり、この問題が1880年代後半になって一つのクライマックスを迎えようとしていたことである。そのため、1890年頃の政治状況は、大統領の行うあらゆる決定に対して議会がノン唱えという不毛な対立が発生するまでに拗れており、いわば、この政治的対立の坩堝の中に鉄道利権の問題が投げ込まれたというのが、真実に近い歴史解釈だといえる。したがって野党議会勢力がノースの鉄道独占を容認するような姿勢を見せたのも、従属論がイメージするように、外資の圧倒的な政治経済力の前にチリの政治家や買弁ブルジョアジーが籠絡されたというよりも、議会勢力が大統領を攻撃するための政争の具としてこの問題を利用したという色彩が濃厚だったのである。

キャンプベル社のアグア・サンタ鉄道の建設認可が下りたのは、このような政治対立がグツグツと煮えたぎっていた時期であった。バルマセダは、上述した1889年9月の国家評議会の決定を受け、1890年3月、アグア・サンタ鉄道の建設に関する入札を実施に移す。入札といってもこれは形だけの入札であって、入札に加わった業者はキャンプベル社しかなく、同社の落札が最初から決まっている出来レースにすぎなかったが、結局、同社が落札を決めることで、同社の鉄道建設に事実上のゴーサインが出ることとなり⁽¹³⁸⁾、以後、この前例に勢いを得て、ギブス商会もアリアンサ鉄道の申請準備を始めるに及び、ノースの鉄道独占は足下からぐらつき始める。

しかし、ノースにとって幸運だったのは、これらの決定に対してはすぐに議会勢力が噛みいたことであった。すなわち、議会派は、議会の承認を得ない政令によってかかる重要事項を決定するのは大統領の憲法違反であると反発、純粋な経済問題であったはずの鉄道利権の問題が、憲法問題へと発展し、チリ政治は抜き差しならない袋小路へとはまり込んでいくのである⁽¹³⁹⁾。

硝石不況の到来

第5期の最終局面は、硝石不況と第2回カルテルの結成という波乱の中で訪れた。

1886年に第1回カルテルが崩壊した後、上述したような大規模な硝石企業の新設ラッシュが生じると、当然、生産や輸出の増加が引き起こされるので

(前稿図表一 1 参照), 過剰生産の危険性が起こりうる。もっとも, しばらくの間は, 硝石の生産者団体がヨーロッパでの販売促進キャンペーンを展開するなど, 需要の方も一定の増加を示したので, 過剰生産の危機はすぐには発生しなかった。しかし, 需要拡大には限界があるし, 何よりも, 硝石ブーム期の新設ラッシュがすさまじいものだったので, 過剰生産傾向が強まるのは時間の問題であった。事実, 1889年12月31日までに硝石在庫は19万5千900トン(イギリス・トン)にまで激増し, この数字は前年よりも71%多く, 不況年である1885年の年末の水準をも上回っていたのである⁽¹⁴⁰⁾。

この結果, 硝石価格の低落傾向はだいたい1889年の5月頃から現れ始め, 年末になると1ハンドレットウエイト(イギリス単位)当たり8シリング4.5ペンスという過去最低の水準にまで落ち込んでしまう。不況期の1884~85年ですら, 平均的な硝石価格は9~10シリングだったことを考えると, これは極めて深刻な事態であり, 翌1890年が戦後2度目となる硝石不況到来の年であることは誰の目にも明らかであった⁽¹⁴¹⁾。

いうまでもなく, かかる硝石不況の到来はチリ経済にのみ打撃を与えたわけではなく, それまでブームに沸いていたロンドン市場の株価をも直撃せざるをえなかった。例えば, プリミティーバ硝石会社の場合, 1888年11月から1889年末までに株価は30%もの低下を示したが, これはまだ額面を上回る水準を維持していただけましな方であり, その他企業の場合, 株価の額面割れに苦しみ, 配当率を削減したり無配に転落する会社が続出, それまでバブルの恩恵を享受してきた一般投資家達も, こうした異常事態に「話が違う」と騒ぎ始めるのである⁽¹⁴²⁾。

かかる事態に直面した企業は様々な手段を用いて危機を乗り越えようとするが, 思うような成果を出せず苦悶する。例えば, ある硝石会社は, 硝石在庫を積み増して値上がりを待つという方法を考えるが, 運転資金不足のためにこの手法をとることができず苦境に陥ったし, 別のある企業の場合は, 銀行からの借り入れで在庫積み増しを行ったが, 6%という高い利子率が薄利に食い込み身動きがとれなくなるなど, 様相は深刻さを増すばかりであった⁽¹⁴³⁾。

第2回カルテルと政府

硝石不況からの脱出策としては、前回と同様、カルテルの形成がその有力な選択肢として存在していたが、これには2つの障害があった。1つは、上で述べたような、先鋭な企業間コンフリクトの存在であり、もう1つは、チリ政府の立場である。

まずチリ政府の問題から整理しておこう。

他国の産業（＝硝石）を戦争によって自国の基軸産業として編入したチリ国家は、すでに岡本 [1995] で確認したように、「硝石中毒」という財政制度の歪みを引き起こすようになっており、その直接の現れは、いうまでもなく、税収の硝石輸出税への依存であった。すなわち、硝石輸出から生じる税収は、太平洋戦争以前には存在していなかったのに、1882年になると税収の27%を賄うまでの一大収入源へと成長し、1889年にはさらに45%という驚異的な数字にまで跳ね上がってしまったのである⁽¹⁴⁴⁾。

バルマセダ政権は、かかる税収増を背景に意欲的な公共事業投資に着手するようになるが、議会との対立の一因は、実はこの公共事業の配分をめぐる対立でもあった。つまり、地方への財政資金の散布が大統領派による地方政府への影響力行使の手段として用いられる側面があったので、議会勢力はこれを大統領による選挙干渉の一環として激しく批判したのである。しかし、これをバルマセダの側からすれば、積極財政の展開は自らの民族主義的な開発志向と合致した重要施策だっただけでなく、自らの政治的威信と影響力を高める格好の手段でもあったので、この路線を安易に変更するわけにはいかない⁽¹⁴⁵⁾。

実は、大統領が、後にノース系企業の独占と激しく対立する一因もここにあったのである。つまり、ノース系企業の寡占化が進行すればするほど、硝石をいつどれだけの量輸出するのかの決定が一握りの資本家によって握られ、ひいては、財政収入の規模自体が外資系企業の裁量によって左右されること、すなわち、自らの信条とする積極財政路線の自由度が制約されてしまう危険性が増えることになるからである⁽¹⁴⁶⁾。

しかし、このような潜在的な危険性は、第2回カルテルの試みによって現実化してしまう。というのは、チリの場合、輸出への課税は、徴税技術の問

題もあって、従価税方式ではなく従量税方式を採用していたため、カルテルによる生産削減は、かりにそれによって硝石価格が高騰したとしても、確実に政府の財政収入を減らしてしまうからである⁽¹⁴⁷⁾。その結果、政府は、第1回カルテルに際しては静観の構えを見せたにもかかわらず、ノースによる新しいカルテル形成の試みには批判的な姿勢を示し、各生産者のカルテルへの参加を強く牽制するようになっていく⁽¹⁴⁸⁾。

第2回カルテルをめぐる企業間対立

他方、硝石生産者にとって、独占の問題とカルテルの問題は別問題であった。つまり、ノース系企業の独占に反対しバルマセダの施策に共鳴する硝石生産者も、1889年以降顕著となってくる硝石不況の影響はいかんともしがたく、カルテルに関してはバルマセダほど批判的ではなかったからである⁽¹⁴⁹⁾。しかし、すでに見たように、硝石企業の利害は決して一枚岩ではなかったもので、第2回カルテルもすんなりと合意に至ったわけではない。その経緯を簡単に整理しておこう。

新しいカルテル形成をめぐる最初の動きは、1889年11月頃から具体化してくる。これをリードしたのは、むろんノースであり、カルテルが協議された最初の場所もロンドンにある彼のオフィスであった。ここでまず決議されたことは、①1889年12月1日から30日までの1ヶ月間操業を停止することと、②生産を再開する際には11月の生産水準を超えないようにすること、また、③トン当たり9ポンド以下で硝石を販売しない、という3つの提案であったが⁽¹⁵⁰⁾、カルテルの実施は全生産者の合意がなければ実施困難だったので、カルテルが成功するかどうかはその合意形成にかかっていた。

しかし、この時期にはまだ、カルテルに関する生産者の思惑が食い違い、合意形成までの道のりは遠かった。例えば、企業相互には、ブラウンによって「イギリス系企業と西海岸生産者 West Coast Producers の対立」と呼ばれたような「イギリス資本 vs 非イギリス資本」という対立⁽¹⁵¹⁾が存在しており、後者はイギリス資本によるヘゲモニーを嫌って、カルテルへの参加を急がない傾向にあったし、すでに見たように、同じイギリス系企業でさえ「ノース系企業 vs 非ノース系企業」という根深い対立が存在し、ノース系株式企

業ほど投機的な投資をしていない生産者は、カルテルの必要性をあまり感じていないという温度差があったのである⁽¹⁵²⁾。

その結果、1889年11月の提案は結局、年末になっても実施に移されることなく失敗し、1889年12月26日、協議の場がロンドンからイキーケに移され、新たな協議が再開されることになる。ここではまず「暫定評議会 Provisional Council」と呼ばれる組織が設置され、この評議会メンバーによって打開策が検討されることになったが、メンバーの1人であったノースの代理人J・ドーンソンへの反発が強く、この協議も波乱含みであった。もっとも、暫定評議会は、どうにかこうにか次のような提案、すなわち、①1890年3月から操業を一斉に停止することと、②その後は生産能力に基づいた割当量にしたがって生産を行う、という計画の提示にまではこぎつけた。とはいえ、この案も、割当量の70%をイギリス系企業に認めたことが他の生産者の反発を招き、1890年2月11日に開催された2度目の総会において反対論が噴出、またもカルテルの合意は流れてしまう⁽¹⁵³⁾。

ところで、度重なるカルテル形成の失敗は、政府にとっては喜ばしいことであった。なぜなら、すでに見たように、当時の輸出税は重量税方式だったため、カルテルが失敗し生産者が増産に走れば走るほど税収が増えるからである。事実、1890年1～4月の硝石輸出量は、2月に生じたカルテルの失敗によって前年同時期に比べ9%も増加、税収自体も25%ほど増える結果となった。しかし、同時期の輸出価額自体が12%の減少であったことが示唆している通り、従量制の関税制度は、好況期には問題を顕在化させないが、不況期には税収が企業収益を犠牲にして増大するという衰退的レギュレーションを効かせ始めるので（具体的には「価格低落→増産（＝窮迫販売）→輸出増→（税収増）→価格低落」という衰回路），この悪循環を断ち切るためにはカルテルという共謀の実施が不可欠だという企業の側の認識は、硝石不況の深刻化とともに強まらざるをえない⁽¹⁵⁴⁾。

実際、硝石不況の方は、1890年の年末頃になるとかなり悪性の様相を呈し始め、硝石価格は1890年12月末には4シリング10ペンスという史上最低の水準にまで落ち込み、多くの工場が操業停止に追い込まれてしまった。ある資料によると、タラパカにある51のオフィシーナのうち、15の工場が操業停止

に至り、最近操業を開始したばかりのタラパカ南部ラグナス地域では全ての工場が操業を停止してしまう惨状が生じたという⁽¹⁵⁵⁾。このため、タラパカでは多くの労働者が解雇される事態が生じ、タラパカの雇用者数は、1889年の下半期に記録された1万2309人という数字から、1890年の上半期には1万1667人へと減少し、カルテルが失敗した直後の1890年3月には1万1031人と、同年1月に比べ1335人も減少が見られるようになった。むろん、タラパカ経済全体が硝石産業と深く関わっていたことを考えると、地域全体の失業がさらに深刻であったことは容易に想像が付きそう。しかも、硝石不況を労働者にしわ寄せする形で処理してきたツケは、失業による治安の悪化や、労働者のストライキという形で現れ、ついに1890年7月、イキーケの港湾労働者のストライキとして始まった労働争議がまたたく間にタラパカ全域へと波及し、1万人規模の労働者が参加したチリ最初のゼネストがほぼ3週間近くに渡ってチリ全土を揺るがすという大事件が発生することになるのである⁽¹⁵⁶⁾。

しかし、かかる労働争議の発生は、逆説的ではあるが、企業の側にとってはプラスに働く側面があった。なぜなら、労働争議をきっかけに、それまで激しく対立しあってきたタラパカの硝石利害が急速に結束し始め、カルテルの形成を妨げてきた企業間コンフリクトという障害が和らいできたからである。事実、ノース系企業と激しく対立し、バルマセダ政権との結びつきが強固であったカンパベル社（＝アグア・サンタ社）も、1890年9月頃になるとカルテルへの参加を表明するに至り、1890年の年末頃にはカルテルの新しい内容についてほぼ合意が得られるようになる⁽¹⁵⁷⁾。

新しい提案とは、ブラウンによれば「期間限定減産法 time-method」と呼ばれるアイデアで、各年度の一定期間だけ一斉に生産を停止する方式であり、その期間以外には通常の生産を行うので、割り当てをめぐるやっかいな対立を避けることができるものであった。また、労働者がこれによって一斉に失業しないよう、工場の閉鎖を時期的にずらし労働者が工場閉鎖に伴って工場から工場へと移動できる制度を盛り込むなどの改善が図られたこともあって、当該案は1891年1月半ば正式調印にまでこぎつけ、第2回カルテルは同年3月から実施に移されていくようになった。しかし、カルテルが正式に機能し始めた時には、すでにバルマセダ政権に対する反乱は始まっており、第5期

硝石産業に見られた一連のできごとは、1973年のアジェンデ政権の崩壊にも擬せられる1891内戦（1～9月）の悲劇へと流れ込んでいったのである⁽¹⁵⁸⁾。

注

- (1) Pinto y Ortega [1990] p.40.
- (2) Sater [1986] p.129.
- (3) O'Brien [1982] p.70, Pinto [1991] pp.280-281.
- (4) Pinto [1991] p.431, Pinto y Ortega [1990] p.41.
- (5) Pinto y Ortega [1990] p.40, Soto [1998] p.37.
- (6) O'Brien [1982] p.72.
- (7) O'Brien [1982] p.73.
- (8) Pinto [1991] p.278.
- (9) O'Brien [1982] p.74.
- (10) Cariola y Sunkel [1982] p.136, Hernández [1930] p.146.
- (11) Monteón [1979] p.129.
- (12) Pinto [1991] p.278.
- (13) Pinto [1991] p.425.
- (14) Ramírez [1969] p.64.
- (15) 海外での硝石在庫は、1880年の13万1千トンから、1884年には35万1千トンの水準へとほぼ3倍近い増加が見られた。O'Brien [1982] p.73. また、ハンブルグにおける硝石在庫の数字（1879～1885年）は、Bermúdez [1984] p.198にもある。
- (16) O'Brien [1982] p.72.
- (17) カルテルに関するこのあたりの叙述は、Pinto [1991] pp.367-368, 396-402, Brown [1963] p.232, O'Brien [1982] p.73などを参照。
- (18) この時選出された経営者理事会のメンバーは、ギルデマイスター社のイキーケのマネージャであるフェルナンド・コルサン (Ferando Corssen), イギリス人のG・イングリシ、アメリカ人のJ・サヤス (Joseph Zayas) であった。Pinto [1991] p.368.
- (19) カルテルの協議機関 (board of director) は、硝石生産者委員会 (Comité Salitrero) と呼ばれ、委員長には、ギルデマイスター社の総支配人 (general agent) であるH・G・シュミット (Herrmann G. Schmidt) が選出された。規約によると、少なくとも年一回は生産者の総会が開催される決まりになっていた。Pinto [1991] p.368, Brown [1963] p.232.
- (20) Brown [1963] p.233.
- (21) Semper y Michels [1908] p.141.
- (22) Pinto [1991] p.371.

- (23) Pinto [1991] p.372.
- (24) Bermúdez [1963] pp.285-286, Arce [1930] p.391.また、図表-2にもあるように、タラパカ以外の硝石生産地としては、ロア側左岸に広がるトコ（ないしはトコピージャ）地域も重要であったが、本稿では紙幅の都合上触れない。
- (25) 法制面での議論は、Semper y Michels [1908] pp.127-128, 267 が詳しい。
- (26) 1874年鉱山法の制定以前には、カルロスIII世によって制定された1783年のヌエバ・エスパーニャ法が適用されていた。Heise [1960] p.75.
- (27) Bermúdez [1966] p.165, O'Brien [1982] pp.46-47, O'Brien [1979] p.104, Hernández [1930] pp.84-85.
- (28) タルタルの開発については、Bermúdez [1963] pp.288, 297, 302, Figueroa [1897] p.396, Hernández [1930] p.86 を見よ。また、オリバと同時期にタルタルの開発を手がけた人物には、前稿（岡本前掲未刊行論文）で触れた J・S・オッサの息子、マヌエル・オッサ (Manuel Ossa) がいる。Hernández [1930] p.84.
- (29) アグアス・ブランカスの開発については、Bermúdez [1963] pp.301-302, Hernández [1930] p.156 を見よ。
- (30) O'Brien [1979] p.104, O'Brien [1982] pp.46-47, Hernández [1930] p.87, Semper y Michels [1908] pp.128-129, 136, Bermúdez [1963] p.302. ブラーボによると、タルタルは1884年までに3400名もの労働者を雇用し、およそ20あったオフィシーナの資産価値は、アントファガスタ社によって投資された資本の約半分、420万ペソであった。また、アグアス・ブランカスは、タルタルよりも見劣りがしたが、1881年頃の数字でみると、同地に設立ないし計画された工場の価値は140万ペソ程度で、その大半は、バルパライソで設立された株式会社であった。また、その推定生産能力は50万キントル程度であったという。Bravo [1990] pp.351-352.
- (31) Ortega [1984] p.364, Bravo [1990] p.353, Bermúdez [1966] p.164, O'Brien [1980] pp.11, 18-19.
- (32) O'Brien [1982] pp.46, 56.
- (33) 以上、アントファガスタ社への課税問題は、O'Brien [1982] pp.5, 56-57, O'Brien [1980] pp.17-21, Bermúdez [1966] pp.164-165, Bermúdez [1987] p.54, Hernández [1930] p.97 などを参照。
- (34) Hernández [1930] p.97, Semper y Michels [1908] p.136.
- (35) 以上、戦時下でのチリの政策は、Bermúdez [1966] pp.131, 133, Pinto [1991] pp. 190-192, 200-208, 620, 625 などを参照。
- (36) 以下の叙述は、O'Brien [1982] pp.52-54, O'Brien [1979] p.111-113, Hernández [1930] p.100, Bermúdez [1966] pp.134, 137, 139-140, 145, 151, Billinghamurst [1903] p. 246, Pinto [1991] pp.211-213.
- (37) この節の叙述は、Hernández [1930] pp.102-103, 113, Bermúdez [1966] p.151,

Pinto [1991] pp.213, 627-628, Ramírez [1969] pp.23-24, O'Brien [1982] p.60, Semper y Michels [1908] p.136, Bravo [1990] pp.365-366, Blakemore [1974] p.19などを参照。なお、一律輸出税の施行日は、1881年の1月2日であった。Bermúdez [1966] p.306。また、もう少し正確にいうと、1880年10月1日法によって課税政策の基本枠組みが確立したとはいえ、その後の税率に全く変化がなかったというわけではない。1899年12月23日には、法律980号によって100キロ（＝メートル・キンタル）当たり3.38ペソ（1ペソ＝18ペンス）へ税率の引き上げが行われている。ちなみにこの税率は、以後数十年、硝石産業が最終的な崩壊局面に入るまで不変であった。Mamalakis [1971] p.201, Bermúdez [1987] p.54。

- (38) 1880年10月1日法の第3条には、「南緯24度以南の硝石生産者には、1881年9月11日まで税の徴収を猶予する」という規定があった。Hernández [1930] p.112。また、Bermúdez [1966] p.167は、この条文を第4条と記しているが、条文を記して解説しているエルナンデスの叙述の方が正しいと思われる。いずれにせよ、この猶予規定は、アントファガスタ社への課税を決定した前年79年9月11日法の第2条（＝南部生産者への徴税猶予）に対応するものであったと見てよい。
- (39) Sater [1986] pp.137-138の叙述は、タラパカの占領直後に行われた1879年12月の輸出税率を、「1メートル・キンタル（＝100キロ）当たり1.5ペソ」と誤解しているが、これは、「1キンタル（＝スペイン・キンタル＝46キロ）当たり1.5ペソ」の間違いである。したがって、100キロ当たりの数字に直すと、すでに見たように約3.26ペソの輸出税率となる。彼は、硝石委員会による100キロ当たり2.2ペソという税率の答申を、79年12月の水準よりも増税になったと勘違いしている節があるが、これは誤りである。委員会の答申は、タラパカ占領直後の税率よりも低い水準を答申したのであって、最終的な一律税（1.6ペソ。1880年10月）では、さらに、これよりも低い税率が適用されたのである。
- (40) Pinto [1991] pp.213-214。
- (41) この第2の政令の日付に関しては、依拠する論文によって若干のずれがある。例えば、Pinto [1991] p.659では9月10日、O'Brien [1982] p.55では9月9日とある。ここでは、Bermúdez [1984] p.175やBravo [1990] p.361, Ramírez [1969] p.25などの叙述を採用した。
- (42) 以上の叙述は、Bermúdez [1963] pp.300-301, Bermúdez [1966] pp.170-171, Hernández [1930] pp.103, 114, 116, Pinto [1991] p.271, O'Brien [1979] p.114, O'Brien [1982] p.55, Blakemore [1974] p.20, Bravo [1990] pp.361, 365, Cariola y Sunkel [1982] p.46などを参照。
- (43) 注30でも触れたが、タルタルにおよそ20あったオフィシーナの資産価値は、アントファガスタ社によって投資された資本の約半分、420万ペソであったことを想起せよ。また、アグアス・ブランカスは、タルタルよりもさらにその工場規模は小さかったの

である。

(44) Bermúdez [1984] p.157.

(45) この救済措置の理由としては、両地域に一定の猶予期間を与え、その間に鉄道建設などでタラパカの硝石産業と同程度の競争力をつけさせるという狙いがあげられていた。O'Brien [1979] p.118. なお、この救済法の日付にも、依拠する文献によってずれがあり、Bermúdez [1966] p.168 では、1882年1月2日と1月15日の法律だという叙述がある。ここでは、Hernández [1930] pp.115, 117-118 の叙述を採用した。また、さらにいうと、実はこの減税措置がいつまで続いたのかについても異同がある。これは、一次史料に準じる Semper y Michels [1908] p.136 の叙述が幾分曖昧な点に由来しているのかも知れないが、Bermúdez [1966] p.168 と Bermúdez [1984] p.157 などの場合、同じ著者なのに、何の注記もないまま、異なった期日をあげているような問題がある。

(46) 以上の叙述は、Bermúdez [1984] p.157, Bermúdez [1963] pp.300-301, Bermúdez [1966] p.168, Bravo [1990] p.352, Sater [1986] pp.124-125, Hernández [1930] pp. 115, 117-118, Semper y Michels [1908] pp.136-137, O'Brien [1979] p.118, O'Brien [1982] pp.58, 60 などを参照。古くからタラパカの開発にたずさわり後にタルタルの開発に転じた D・オリバの「その後」については、Bermúdez [1984] p.211 などを見よ。

(47) この時期のアントファガスタ社の動向は、さしあたり、O'Brien [1980] pp.11, 22-23, Hernández [1930] p.122 などを参照。

(48) ギブス商会とアントファガスタ社との関係については、O'Brien [1980] pp.12-13, 23-24, 26-27, Bravo [1990] pp.179, 347-348, Rojas [1991] pp.262 などを参照。

(49) 例えば、同社の株主の少なくとも15名は、下院ないしは上院議員であったことを想起せよ。Blakemore [1990] p.22.

(50) 以上の叙述は、Blakemore [1990] pp.21-23, O'Brien [1980] pp.23, 25, Sater [1986] p.126. アントファガスタ社の鉄道事業と、その後のチリ＝ボリビア鉄道の動向については、Blakemore [1990] が最も詳しい。

(51) 例えば、タルタルは鉄道開通後(1889年)に再び息を吹き返し始めるし、アグアス・ブランカスも20世紀初頭には再生する兆しを示した。この点は、例えば、Semper y Michels [1908] p.137 や Arce [1930] pp.397-398 を見よ。

(52) これ以後、アントファガスタ社の名称は、「アントファガスタ硝石・鉄道会社」から「アントファガスタ硝石会社 Compañía de Salitres de Antofagasta」へと変更された。Bermúdez [1984] p.208. また、ウアンチャカ社へ売却された鉄道利権は、1889年にはイギリス系企業「アントファガスタ・ボリビア鉄道会社 The Antofagasta and Bolivia Railway Company Limited」へとさらに転売され、結局、同社がこの鉄道をラ・パスまで延伸することとなる。Bermúdez [1984] p.209.

(53) O'Brien [1980] p.27.

- (54) これをさらに細かく見れば、ペルー政府に売却を申し出ていたが売却協定の締結に至らなかったタイプのもので、最後まで収用に応じなかったタイプのもが含まれようし、生産を継続していたタイプのもので、生産を停止していたタイプのものであるという2種類のサブ分類もありえよう。しかし、ここでは、これらの違いにはあまりこだわらない。
- (55) このような分類は、例えば、O'Brien [1982] p.63, O'Brien [1976] p.129, Bermúdez [1987] p.30などを参照せよ。
- (56) Pinto [1991] p.277.
- (57) 例えば、Bravo [1990] p.206の注28を見よ。
- (58) O'Brien [1982] p.74.
- (59) O'Brien [1982] p.65, Bravo [1990] p.360. 国有部門における賃貸生産者の問題が解決した期日に関しては若干記述が食い違うが、Pinto [1991] pp.278, 663, Hernández [1930] p.113, Semper y Michels [1908] p.138にも同様の記述がある。
- (60) Bermúdez [1966] p.177, Semper y Michels [1908] p.138.
- (61) Pinto [1991] p.278.
- (62) Bravo [1990] p.361, Pinto [1991] pp.277-278.
- (63) Bravo [1990] p.361, Bermúdez [1987] p.36, Pinto [1991] p.457.
- (64) 硝石王ノースについては、虚実入り交じった履歴が流布しており、依拠する文献によって食い違いを見せることもあるが、Blakemore [1974]の叙述が最良の文献であろう。
- (65) 例えば、Rippy [1959] p.59の説。
- (66) Blakemore [1974] p.23.
- (67) Bahamonde [1973] p.24, Hernández [1930] p.73, Blakemore [1974] p.23, Soto [1998] p.65. サンタ・リタは年産11万キントル程度のマキナ式オフィシーナであったが、同工場は、1876年3月にペルー政府の収用に依りその後工場閉鎖に至っている。サンタ・リタでの仕事は、ノースに硝石産業に関する様々な知識と経験を与えたであろうし、イキーケに形成されていたイギリス人コミュニティとの接触を可能にすることで、同国人同士で様々な情報交換が行われたであろうことは想像に難くない。
- (68) ノースの履歴を扱っている、Blakemore [1974] やRamírez [1969], Figueroa [1900], Bermúdez [1984], O'Brien [1982], Joslin [1963]などに硝石証券の投機を行う以前のノースについての叙述があるが、どれも断片的であり、正確ではない。特に、Figueroa [1900] p.160の叙述などは、ノースが70年代からイギリスに帰国していたなどとする誤った記述がある。
- (69) Ramírez [1969] p.42によれば、ノースは、サンタ・リタで4年間辛抱強く働いたとある。
- (70) Ramírez [1969] pp.42-43. もっとも、同社の設立に際し、ノースがどの程度の資金

を拠出したのか、あるいは、その事業資金をノースがどのようにして捻出したのか等々、詳しいことはよく分からない。

- (71) ノースの給水事業に関するこの部分の叙述は、Blakemore [1974] pp.24-26, Bermúdez [1984] pp.241-242, Ramírez [1969] pp.45-47.
- (72) Ramírez [1969] p.43.
- (73) Bermúdez [1984] p.244, Hernández [1930] p.117, Pinto [1991] p.444.
- (74) さらに同じ時期に、ノースは、イギリス系の「国際商業銀行 International Mercantile Bank」からも12万ペソの融資を受け、堅実経営でならずギブス商会からも9万4千257ペソの融資を獲得したという。O'Brien [1982] p.67.
- (75) Blakemore [1974] pp.28-29.
- (76) 硝石証券の購入やその後の企業設立などの一連の経済行為の法律上 (=契約上) の主体が、ノース個人なのか、それともノース=ハーベイ社などのパートナーシップ会社なのか、あるいはそれ以外の形をとっていたのかに関しては、実はどの文献の叙述もかなり曖昧で、細かいことはよく分からない。しかし、本稿では、とりあえずこの点にはあまりこだわらず、ノースやその親密なビジネスパートナーであったハーベイが関わっていた経済行為や企業活動のことを「ノースの」とか「ノースらの」とか「ノース系企業の」といった言葉で表現している。管見の限りでは、Rippy [1948] p.460-461 が、ある程度明確にこの点の区別に言及しているが、他の文献では概して曖昧である。
- (77) O'Brien [1982] p.39.
- (78) Pinto [1991] pp.273-274, Bermúdez [1984] p.249.
- (79) 図表-10が依拠したブラーボの巻末付録のデータでは、マキナ式とパラダス式との区別を1870年代の状況を基準としておこなっているので、この区分は必ずしも1880年代にも持続したわけではない。しかし、80年代初頭のこの段階ではまだ、マキナ式と分類されている事業所の方が、パラダス式のものよりも硝石埋蔵量や工場規模の点で優位にあったと考えられる。ただし、ラミレスやプリミティーバ等々のように、70年代にはパラダス式オフィシーナと分類されていたが、後に、大工場へと変貌した事業所もあるので注意が必要である。
- (80) ノースの事例があまりにもセンセーショナルなので、外資支配=ノースという構図が生まれやすいが、実のところ、ノースよりもずっと長く確実にチリ硝石の支配を行った外資系企業は、ギブス商会であった。ギブス商会はヨードの生産と輸出において圧倒的な独占力を長期にわたって維持しつづけたのである。この具体的な分析は、Soto [1998] p.52-53 および同書第3章を見よ。第5期におけるギブス商会の動向として特筆すべきは、前期局面の主力工場の一つだったリメーニャ工場で埋蔵資源の枯渇が生じ、同オフィシーナが1884年3月で閉鎖されたことである。代わって主力工場となったのが、ラ・パトリアとラ・パルマの両工場であり、ギブス商会は、ラ・パトリ

- ア工場に6万4千ポンドを投資を行った。O'Brien [1982] p.70, Pinto [1991] p.359.
- (81) Hernández [1930] pp.122-123, Pinto [1991] pp.38-42.
- (82) Rippy [1959] pp.31-32, O'Brien [1982] p.112.
- (83) Soto [1998] pp.31-32.
- (84) もっとも、直接投資と間接投資という区別は、大内 [1985] p.496が記しているように、必ずしも厳密な区分ではない。例えば、鉄道証券などへの投資は間接投資として整理されることもあるが、イギリス系現地企業が発行した鉄道株式への投資は、直接投資と考えることができよう。
- (85) Soto [1998] p.36, Ramírez [1969] p.119.
- (86) Pinto [1991] p.425, Rippy [1959] pp.57-58, Rippy [1948] p.457.
- (87) Blakemore [1974] p.32, Hernández [1930] p.128.
- (88) この時期のイギリス資本主義の特徴やロンドン市場の役割等々に関しては多くの研究書があるが、さしあたり、大内 [1985] p.492～などを参照せよ。
- (89) Blakemore [1974] p.32, Bermúdez [1984] p.247.
- (90) Blakemore [1974] pp.32-33, O'Brien [1982] p.72.
- (91) Ramírez [1969] p.48, Blakemore [1974] p.33.
- (92) Pinto [1991] p.434. このうち、岡本 [1998] でも触れた、歴史の古いプエン・レティーロ工場の1884年時点での状況を見ておくと、そこには、4つのボイラー (caldera), 9つのカチューチョ, 60の結晶化槽 (bateas) があったという。また、同時期のペルアーナの状況は、2つのボイラー, 3つのカチューチョ, 48の結晶化槽があった。同年8月の時点で、この2つのオフィシーナは、合計して月産10万スペイン・キントル (≒ 4万6千メートル・キントル=4600トン) ほどの生産能力があった。Bermúdez [1984] p.247.
- (93) Pinto [1991] pp.432-435, Bermúdez [1984] p.247, Blakemore [1974] pp.234-235. なお、プリミティーバ工場が実際に生産を開始したのは1888年3月からである。生産能力は1万キントル (日産) であったが、実際の生産高は5千キントル程度であった。1万キントルの生産には1200人程度の労働者が必要であり、5千だとだいたいその半分程度の手が必要であったという。また、巨大な機械設備を据え付けたので、工場施設はふたつに分割して使用され、原料カリーチェは自社所有の鉱床では間に合わず、隣接したアブラ・デ・キローガからの供給で補ったという。プリミティーバ工場はその巨大さゆえにやっかみ的な批判が多く、経済的見地からいって完全操業は不可能であり、このような巨大工場の建設は最適な選択ではなかった、と陰口を叩かれたというが、同工場が近代工場としての要件をすべて備えていたことは間違いなかった。Pinto y Ortega [1990] pp.41-42.
- (94) Blakemore [1974] pp.33-34. なお、O'Brien [1982] p.114によれば、コロラド硝石会社の配当は8～15%の水準であったという。

- (95) ノースは自らの株式売買の詳細を明らかにしていないが、少なくとも、プリミティ
ーバ硝石会社の場合、同社の株価がまだ高かった時期に持株を売却して売り抜け、創
業者利得を手に入れていることが分かっている。O'Brien [1982] p.118, Blakemore
[1974] p.234-236.
- (96) Blakemore [1974] p.36.
- (97) Meeropol [1974] pp.134-135, Bermúdez [1984] p.247, Blakemore [1974] p.36,
O'Brien [1982] p.114, Rippy [1959] p.63.
- (98) Blakemore [1974] pp.36-37.
- (99) 第1回カルテルについては、前稿を見よ。
- (100) Rippy [1959] pp.59-60, Rippy [1948] p.459, O'Brien [1982] p.151.
- (101) Pinto [1991] p.437, Bermúdez [1984] pp.210-211.
- (102) Pinto [1991] p.435.
- (103) 1889年4月にビリングルストが用いた表現。Pinto [1991] p.437からの引用。また、
買収する側においても、しまいには、硝石オフィシーナを売買するためだけの株式会
社が設立されるまでにブームは過熱化していったという。Pinto [1991] p.436.
- (104) これらオフィシーナの売却時に、ギブス商会の主力工場となったのは、競売によっ
てチリ政府から購入した(1882年)タラパカ南部の広大な硝石埋蔵地にあるアリアン
サ工場であった。また、ギルデマイスター社も1889年に、ギブス商会と同様、ロサリ
オ・デ・ウアーラと、サン・フアン、アルヘンティーナを「ロサリオ硝石会社」に売
却している。Pinto [1991] p.436, O'Brien [1982] pp.65, 116.
- (105) Pinto [1991] p.435, O'Brien [1982] pp.115-116, Ramírez [1969] pp.28-29.
- (106) Blakemore [1974] p.35, Hernández [1930] p.128. 当時の新聞とは「ザ・ファイナ
ンシャル・ニュース」紙の1888年5月23日号の記事である。実際、硝石株の動向は、
ノースの健康状態や外遊といったささいな出来事が原因で変動することが多々あった。
Ramírez [1969] p.50, Blakemore [1974] p.107, 109.
- (107) ノースが行った派手な消費に関しては、Blakemore [1974] pp.38-41 が詳しい。
- (108) O'Brien [1982] pp.118-119, Rippy [1959] p.62.
- (109) O'Brien [1982] p.118. ノースが1888年に「タラパカ・ロンドン銀行」を設立した際
の、株式割り当てに関する不透明な操作については、Blakemore [1974] pp.60-62 が
詳しい。
- (110) 水増し資本金の問題は多くの研究者が指摘している問題である。例えば、Ramírez
[1969] p.19, Rippy [1959] p.62 などを見よ。また、オブライエンの叙述によると、デ
ータが入手可能な硝石企業16社のうち、資本金が全額払い込まれていたのは4社だけ
であった。O'Brien [1982] p.119.
- (111) Rippy [1959] p.60.
- (112) Rippy [1959] p.59.

- (113) もっともこの点を厳密に断言するには、ノース系企業の詳細な株主リストと役員リストを調べねばならないが、現在の所、筆者はそのデータを利用できていない。
- (114) Blakemore [1974] p.148, Pinto [1991] p.446. 別のデータによれば、1890年にノースらのグループは、イギリス系硝石企業の総授權資本のほぼ70%を支配していた。Pinto [1991] p.446. また、ラグナス・オフィシーナの買収については、チリ政府による法的なクレームが付いたために、以後しばらくの間はノースの所有権は正式には認められなかった。注135を参照せよ。
- (115) Ramírez [1969] p.46, Blakemore [1974] p.56.
- (116) Ramírez [1969] p.46. しかし、Blakemore [1974] p.56 では、1888年9月とある。
- (117) 給水事業に関する叙述は、Ramírez [1969] pp.45-46, Blakemore [1974] p.56-58 を参照。ノースは「タラパカ給水会社」の設立によっても莫大な利益を手に入れることができた。まず第1に、ノースがハートの遺族から買い取った事業コンセッションを新会社に売却したことから得られた利益であり、この額は2.5万ポンドに及んだ。うち、1万ポンドはキャッシュで、残りは株式の形で支払われたという。また、第2に、ノースが手に入れた「飲料水供給会社 Cía. Proveedora de Agua」からのリース料(1892年3月が期限)として新会社は4千ポンドを支払ったこと。また第3に、これが最も額的には大きかったが、ノースが以前から有していたイキーケの蒸留装置や、アメリカから定期的に運行されるタンカーなどによる給水事業が、新会社に営業委譲されたことによって、10万ポンドがノースに支払われたこと。また、最後に、ピーカからイキーケまでのパイプラインが完成するまで、ノースは全ての給水事業を遂行することとなったが、その際、ノースは利潤の3分の1を受け取る約束になっていたのであった。もちろん、給水事業における以上のようなノースの強引さは、当時のマスコミによって批判されたという。Blakemore [1974] pp.58-59.
- (118) Hardy [1948] p.175, Blakemore [1974] pp.47, 49-50, Brown [1958] pp.465-467, O'Brien [1982] p.117.
- (119) Blakemore [1974] pp.48, 50, Ramírez [1969] p.50, O'Brien [1982] p.117.
- (120) Blakemore [1974] p.48, 55.
- (121) 国家評議会の権能については、Blakemore [1974] pp.3-6 を見よ。
- (122) 以上の叙述は、Blakemore [1974] pp.55, 111-112などを参照。ノースによるかかる行動が、後に、従属論的な歴史解釈の生まれる根拠の一つとなったのである。外交圧力に関する叙述はBlakemore [1974] pp.129-130などを参照。反バルマセダ派の政治家に対する巨額の資金供与については、ノースの死後に明らかになったものである。この点は、Ramírez [1969] pp.71-74, Blakemore [1974] pp.246-247などが詳しい。
- (123) 鉄道独占と硝石生産者との間に生じたさまざまな対立に関しては、Pinto [1991] pp.386-395, Bermúdez [1984] p.252, Blakemore [1974] pp.48-49などを見よ。1885~86年の間に硝石地帯を訪れたある人の証言によると、全ての地域において、ラバが牽引

- する荷車 vs 鉄道というコントラストがあり、カンパベル社と同様の対抗策は、ギルデマイスター社を始め、多くの生産者が採用していたという。Bermúdez [1984] pp.251-252. 実際、1884年12月の時点では、タラパカの硝石輸送量の22.5%が鉄道を使わない荷車等による輸送であったが、この数字は翌年2月になると37.2%にも増加することとなった。Pinto [1991] p.394.
- (124) 実際、ラグナスにおける生産量は、1882年の36万キントルの水準から激増し、1900年には150万キントルもの水準に増加している。Blakemore [1974] p.53.
- (125) ノースは、エスペラントの権利を元に新会社を設立するが、この際も新会社にこの権利を転売して大儲けをしている。Ramírez [1969] p.49, Hernández [1930] p.135 を見よ。
- (126) 以上、パティージョス鉄道等に関する叙述は、Blakemore [1974] pp.52-54, 138, 221-222, 229, Thomson y Angerstein [1997] pp.43, 45-46, Pinto [1991] pp.461-462, Bermúdez [1984] p.268などを参照。
- (127) ノースのトラスト構想については、Brown [1958] p.469, Blakemore [1974] pp.51, 153, O'Brien [1982] pp.122, 140, Pinto [1991] p.454などを参照。
- (128) O'Brien [1982] p.161.
- (129) 例えば、Ramírez [1969] p.67によれば、1881～88年の8年間において、イギリスは実際に投資した額の50%近くを回収しており、およそ6108万ポンドもの利潤を同時期に獲得していたという。
- (130) この例としては、チリの法律が開示を定めている、過去の操業状況報告と貸借対照表の提出を、1888年前半、全ての外資系企業が拒否した事件が有名である。外資系企業の主張によれば、自分たちの会社はロンドンに本社のある外資系企業なので、貸借対照表はロンドンで作成、承認、公開することになっているというものであった。Pinto [1991] p.443.
- (131) 当時の外資系オフィシーナの専制的な労働者支配の実態や、外部世界からの干渉を嫌った閉鎖的な体質については、例えば、Pinto [1991] pp.291, 505-511, O'Brien [1982] p.91を見よ。
- (132) O'Brien [1982] p.117, Pinto [1991] p.388.
- (133) 1894年のイキーケのイギリス領事館の報告によると、アグア・サンタ鉄道の運賃が安かったので、多くのオフィシーナが輸送契約を結んだという。同年、タラパカから輸出された2千万キントルの硝石のうち、NRCによって運ばれたのはわずか9百万キントルにすぎず、ノースの鉄道独占はこの頃までには事実上崩壊し、運賃も大幅に低減するようになった。Blakemore [1990] p.221.
- (134) ギブス商会が1888年末頃に構想していたのは、およそ次のようなアイデアであった。すなわち、NRCの硝石輸送量年間1200万キントルのうち、ギブス商会が荷主になっている部分は175万キントル、輸送代金にして8万ポンドに達しているのです。大口顧客と

しての潜在的な交渉力は十分にある。そこで、沿線のオフィシーナを買収して荷主側の反ノースのカルテルを形成するならば、運賃引き下げへの圧力として有効な手段となるであろう、というのがそれである。Blakemore [1990] p.151.

(135) チリ政府は、ノースがパティージョス鉄道の権利とラグナスの硝石埋蔵地をした行為に関して、その法的な有効性に関して疑義を提出したため、この問題は、しばらくの間、国家とノース系企業との間の紛争事案の一つとなった。政府によれば、パティージョス鉄道の権利はチリ国家に属するものであり、ノース系企業による買収はできないし、ラグナスの硝石埋蔵地の所有権にしても、ノースに売却したデラノの所有権自体に法的な疑義があるので認められないとする立場であった。ただし、ノースがデラノ・グループから購入した硝石フィールドの売買契約は、後にバルマセダ政権の下で適法との判断が下されている。Blakemore [1974] pp.54-55, 103, 147-148, Pinto [1991] pp.461-462などを参照。

(136) 例えば、Pinto [1991] p.523を見よ。

(137) 内戦終了後の新政府が、結局、外資規制という点でバルマセダ政権と同じような政策をとった点に関しては、例えば、Blakemore [1974] pp.219-222などを見よ。

(138) カンプベル社が鉄道建設の認可を獲得するまでのプロセスは、だいたい以下のようのものであった。まず、1889年9月30日、カンプベル社は、国家評議会の決定に鼓舞されて、アグアサンタとカレタ・ブエナ間の狭軌鉄道の建設の許可をチリ政府に申請する。申請内容は、①ネグレイロス地域の全てのオフィシーナと鉄道とを結ぶ支線の建設を行うこと、②運賃を下げるために政府と協議を行いNRCよりも低率運賃を設定すること、③政府の要請があればいつでも鉄道を売却する用意のあること、④鉄道は25年を経過した後、国有化することを約束すること、というチリ政府には極めて有利なものであった。政府はこれを受け、1889年12月26日、アグアサンタ鉄道建設の入札を行うことを公にしたものの、実際の入札は、一時、イギリス大使館による抗議があったため翌年の3月まで延期されることとなった。しかし、最終的には、1890年3月19日の政令によって、カンプベル社から申請のあった、アグア・サンタ＝カレタ・ブエナ間の鉄道建設は正式に認可されるに至ったのである。なお、アグア・サンタ鉄道の権利を落札したことによって、カンプベル社は「アグア・サンタ硝石鉄道会社」へと組織替えをしている。Blakemore [1990] pp.112-113, Pinto [1991] p.524, O'Brien [1982] p.139, Bermúdez [1984] p.269などを見よ。

(139) Blakemore [1974] p.118.

(140) Pinto [1991] p.495.

(141) Pinto [1991] pp.495-496.

(142) Pinto [1991] p.496, O'Brien [1982] p.122.

(143) O'Brien [1982] pp.121-122.この不況を比較的うまく乗り切った企業には、タマルガル硝石会社があった。同社は利潤が予想以上に減少したことを受け、ギブス商会に対

し、硝石埋蔵地の買い入れ価格の一部を返還することと、株主にその持株の一部を払い戻すための資金を融資するようギブス商会に要求する。この結果同社は、その普通株の一部を優先株ないし社債と交換することで、水増し資本の問題を解決し他の会社よりはうまくこの危機を乗り切ったという。

- (144) Hernández [1930] p.177, Blakemore [1974] p.43.
- (145) 選挙制度をめぐる議会と大統領との長い対立の歴史については, Valenzuela [1977] の第8章を見よ。また, バルマセダの野心的な公共事業の拡大には, 公務員の増加という現象が随伴していたが, 大統領は, 公務員ポストを支持者に斡旋することで自らの政治力を誇示したため, 積極財政主義は大統領の政治目的のために利用されているとの批判を野党政治家から招く結果となった。Blakemore [1974] pp.75-76 を参照。
- (146) Blakemore [1974] p.152.
- (147) Pinto [1991] p.500.
- (148) Brown [1963] pp.234-236, Pinto [1991] pp.471, 498.
- (149) Blakemore [1974] p.152.
- (150) Pinto [1991] p.497. Blakemore [1974] p.111.
- (151) ブラウンによると, イギリス系生産者は全部で16社, その大半が1887~89年の間に設立された企業であり, 他方の「西海岸生産者」とは, ドイツ, スペイン, イタリア, チリ系など雑多な国籍の非イギリス系生産者のことであった。Brown [1963] p.234.
- (152) Pinto [1991] pp.497-499, Blakemore [1974] p.189. 実際, フォルシュ=マルティン社などはいかなるカルテルにも参加しないという強硬姿勢を貫き, 結局最後までカルテルには加わらなかった。
- (153) Brown [1963] p.235, Pinto [1991] p.499. ノースが影響力を有していた当時の現地新聞の記事によれば, 合意形成に至らなかった大きな理由は, カンプベル社が割り当てに関し過大な要求を出したからだというものであった。
- (154) Pinto [1991] pp.500-501.
- (155) Semper y Michels [1908] p.142, Pinto [1991] p.501.
- (156) Pinto [1991] pp.501-502, 511, 553.
- (157) Pinto [1991] p.553, Blakemore [1974] pp.189-190.
- (158) Brown [1963] p.236, Pinto [1991] p.189.

参考文献一覧

- Arce R., Issac [1930], *Narraciones históricas de Antofagasta*. (出版社名なし).
- Bahamonde S., Mario [1973], *Pampinos y salitreros*, Editora Nacional Quimantu.
- Bermúdez, Oscar [1963], *Historia del salitre: desde sus orígenes hasta la Guerra del Pacífico*, Ediciones de la Univ. de Chile.
- [1966], “El salitre de Tarapacá y Antofagasta durante la ocupación

- militar chilena”, *Anales de la Univ. del Norte*, No.5, pp.131-182.
- [1984], *Historia del salitre: desde la Guerra del Pacífico hasta la Revolución 1891*, Ediciones Pampa Desnuda.
- [1987], *Breve historia del salitre: síntesis histórica desde sus orígenes hasta mediados del siglo XX*, Ediciones Pampa Desnuda.
- Billingham, Guillermo [1903], *Legislación sobre salitre y bórax en Tarapacá*, Imprenta Cervantes.
- Blakemore, Harold [1974], *British Nitrates and Chilean Politics, 1886-1896: Balmaceda and North*, Univ. of London.
- [1990], *From the Pacific to La Paz: the Antofagasta (Chili) and Bolivia Railway Company 1888-1988*, Antofagasta Holdings PLC.
- Bravo, Juan Alfonso [1990], *The Peruvian Expropriation of the Tarapaca Nitrate Industry, 1875-1879*, Ph.D. diss., McGill University.
- Brown, Joseph R. [1958], “The Chilean Nitrate Railways Controversy”, *HAHR*, Vol.38, Nov., pp.465-481.
- [1963], “Nitrate Crises, Combinations and the Chilean Government in the Nitrate Age”, *HAHR*, Vol.43, No.2, pp.230-246.
- Cariola Sutter, Carmen, y Sunkel, Osvaldo [1982], *La historia económica de Chile 1830 Y 1930: dos ensayos y una bibliografía*, Ediciones Cultura Hispánica del Instituto de Cooperación Iberoamericana.
- Figueroa, Pedro Pablo [1900], *Diccionario histórico y biográfico de extranjeros en Chile*, Imprenta Moderna.
- Hardy, Osgood. [1948], “British Nitrates and the Balmaceda Revolution”, *Pacific Historical Review*, Vol.17, pp.165-180.
- Heise G., Julio [1960], *150 años de evolución institucional*, Editorial Andrés Bello. (1996年第8版を利用した) .
- Hernández Cornejo, Roberto [1930], *El salitre: resumen histórico desde su descubrimiento y explotación*, Fisher Hnos.
- Joslin, David [1963], *A Century of Banking in Latin America: to Commemorate the Centenary in 1962 of the Bank of London and South America Limited*, Oxford Univ. Press.
- Mamalakis, Marcos J. [1971], “The Role of Government in the Resource Transfer and Resource Allocation Process: The Chilean Nitrate Sector, 1830-1930”, in G.Ranis (ed.), *Government and Economic Development*.
- Meeropol, Michael Allen [1974], *On the Origins of the Chilean Nitrate Enclave*, Ph. D. diss., Univ. of Wisconsin.

- Monteón, Michael [1979], *Chile in the Nitrate Era: The Evolution of Economic Dependence, 1880-1930*, The Univ. of Wisconsin Press.
- O'Brien, Thomas [1976], *British Investors and the Decline of the Chilean Nitrate Entrepreneurs, 1870-1890*, Ph. D. diss., Univ. of Connecticut.
- [1979], *Change and Crisis in Chile's Economy and Society, 1865-1879*, Ph. D. diss., University College, London.
- [1980], "The Antofagasta Company: A Case Study of Peripheral Capitalism", *HAHR*, Vol.60, pp.1-31.
- [1982], *The Nitrate Industry and Chile's Crucial Transition: 1870-1891*, New York Univ. Press.
- Ortega, Luis [1984], "Nitrates, Chilean Entrepreneurs and the Origins of the War of Pacific", *Journal of Latin American Studies*, Vol.16, pp.337-380.
- Pinto Vallejos, J. [1991], *A Desert Cradle: State, Foreign Entrepreneurs, and Workers in Chile's Early Nitrate Age Tarapacá, 1870-1890*, Ph.D. diss., Yale Univ.
- Pinto, J. y Ortega, L. [1990], *Expansión minera y desarrollo industrial: un caso de crecimiento asociado (Chile 1850-1914)*, Univ. de Santiago de Chile.
- Ramírez Necochea, H. [1969], *Balmaceda y la cotrarrevolución de 1891*, Editorial Universitaria.
- Rippy, J. Fred [1948], "Economic Enterprises of the 'Nitrate King' and His Associates in Chile", *Pacific Historical Review*, Vol.17, pp.457-465.
- [1959], *British Investments in Latin America, 1822-1949*, Univ. of Minnesota Press.
- Rojas Flores, Gonzalo [1991], "La casa comercial Gibbs & Co. y sus inversiones en Chile entre las décadas de 1920-1940", *Historia*, Vol.26, pp.259-295.
- Sater, William F. [1986], *Chile and the War of the Pacific*, The Univ. of Nebraska Press.
- Semper, E. y Michels, E. [1908], *La industria del salitre en Chile*, Imprenta, Litografía i Encuadernación Barcelona.
- Soto Cárdenas, A. [1998], *Influencia británica en el salitre: origen, naturaleza y decadencia*, Editorial de la Univ de Santiago de Chile.
- Thomson, I. y Angerstein, D. [1977], *Historia del ferrocarril en Chile*, DIBAM.
- Valenzuela, Arturo [1977], *Political Brokers in Chile: Local Government in a Centralized Polity*, Duke Univ. Press.
- 大内 力 [1985] 『帝国主義論（下巻）』（大内力経済学体系第5巻）東京大学出版会。
- 岡本 哲史 [1995] 「チリ経済の衰退的諸要因—『19世紀』後期局面の産業化と衰退化—」『商経論叢』（九州産業大学商経学会）第35巻第4号，149-192ページ。

-
- [1996]「チリにおける産業化の担い手—19世紀チリの民族系鉱山企業家—」
星野妙子編『ラテンアメリカの企業と産業発展』（アジア経済研究所）所収。
- [1998]「19世紀ラテンアメリカにおける硝石産業の担い手—第1期と第2期—」
『エコノミクス』（九州産業大学経済学会）第3巻第1号，125-162ページ。
- [1999]「ペルー領タラパカの硝石産業—1868～1879年—」『エコノミクス』
（九州産業大学経済学会）第4巻第1号，143-202ページ。